

一人ひとりが“いきいき”と輝くために



福岡市 男女共同参画基本計画 (第3次)

福岡市

～一人ひとりが“いきいき”と 輝くために～



我が国では、現在、急速な少子高齢化による人口減少や経済社会の構造の変化が進み、将来にわたり持続可能で、多様性に富んだ活力ある社会の構築が求められています。

平成27年8月には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が成立するなど、社会の重要な担い手である女性の活躍の機会をこれまで以上に拡大していくことが期待されています。

一方、私たちの社会には、固定的性別役割分担意識の解消、ワーク・ライフ・バランスの推進、働く場での女性の活躍推進、地域における男女共同参画の推進など様々な課題があります。

福岡市は、平成16年4月に「福岡市男女共同参画を推進する条例」を施行し、その後、平成18年に「福岡市男女共同参画基本計画」、平成23年に「福岡市男女共同参画基本計画（第2次）」を策定しました。一人ひとりが性別にかかわらず、家庭、地域、職場など様々な場で、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて取組を進め、その成果は着実に表れてきています。

このような中、このたび、福岡市男女共同参画審議会答申を踏まえ、今後5年間に取り組む施策の方向と内容を定めた「福岡市男女共同参画基本計画（第3次）」を策定しました。

第3次基本計画では、第2次基本計画と同様に6つの基本目標を定め、目指す姿を掲げるとともに、5つの数値目標を設定しました。また、基本目標2の「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護」に関する部分をDV防止法に基づく市町村基本計画に、基本目標3と4の部分を女性活躍推進法に基づく市町村推進計画に位置づけています。

誰もが多様性を認め合いながら輝いているまち、様々な場で女性も男性もいきいきとチャレンジできるまちを目指し、市民の皆様とともに、この計画を着実に推進していきたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、御尽力いただきました福岡市男女共同参画審議会委員をはじめ、多くの貴重な御意見、御提案をお寄せくださいました市民、関係団体の皆様に深く感謝申し上げます。

平成28年3月

福岡市長 高 島 宗一郎

目次

第1部 計画総論 1

I 計画策定にあたって

1 計画策定の経緯と目的	2
2 策定の背景	2
(1) 国際的な動き	
(2) 国内の社会情勢の変化	
(3) 国の動き	
3 第2次基本計画の評価と今後の課題	4
(1) 主な取組と成果	
(2) 数値目標の達成状況	
(3) 今後の課題	

II 第3次基本計画の基本的考え方

1 福岡市が目指す姿	11
2 第3次基本計画の位置づけ	13
3 第3次基本計画の体系	13
4 重点的に取り組む施策	16
5 数値目標及び参考指標	18
6 計画期間	19
7 計画の推進	20
(1) 推進体制と進行管理	
(2) 拠点施設、区役所の役割	
(3) 多様な主体との連携・共働	
(4) 福岡市の男女共同参画に関する推進体制	

第2部 計画各論 27

基本目標1 男女平等意識が浸透した社会を目指します	28
基本目標2 女性への暴力が根絶され、男女の人権が尊重されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会を目指します	38
基本目標3 仕事と生活の調和を実現できる社会を目指します	50
基本目標4 働く場において男女が対等に参画し、女性が活躍できる社会を目指します	58
基本目標5 政策・方針決定過程に男女が共に参画できる社会を目指します	64
基本目標6 地域において男女が共に支えあい、安全・安心で住みよい地域社会を目指します	70

第3部 資料 77

計 画 総 論

Ⅰ 計画策定にあたって

1 計画策定の経緯と目的

「福岡市男女共同参画基本計画（第3次）」（以下「第3次基本計画」という。）は、男女が互いにその人権を尊重しながら責任も分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して、「福岡市男女共同参画を推進する条例」（以下「条例」という。）の規定により、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため策定するものです。

平成11（1999）年の男女共同参画社会基本法の制定後、福岡市では平成16（2004）年4月に条例を施行し、平成18（2006）年3月には「福岡市男女共同参画基本計画」（計画期間：平成18～22年度）を、平成23（2011）年2月には「福岡市男女共同参画基本計画（第2次）」（計画期間：平成23～27年度。以下「第2次基本計画」という。）を策定し、男女共同参画社会の形成に向けた諸施策を推進してきました。

しかし、ライフスタイルや世帯構造の変化などにより、女性を取り巻く環境は大きく変化しているにもかかわらず、固定的性別役割分担意識や様々な社会制度・慣行は依然根強く残っており、男女共同参画や女性の活躍が進まない一因となっています。

この第3次基本計画は、以上のような状況を踏まえて第2次基本計画を改定し、今後5年間に福岡市が市民とともに取り組むべき施策の方向と内容を明らかにするものです。

2 策定の背景

（1）国際的な動き

国際社会においては、国連の女性の地位向上に関する運動や、男女共同参画推進に関する取組が進められてきました。

平成23（2011）年1月、国連婦人開発基金等既存の4機関を統合して「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」が設立され、我が国は同機関の初代執行理事国（任期3年）に選出されました。

平成26（2014）年3月の第58回国連婦人の地位委員会において「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択されました。これは東日本大震災の経験や教訓を共有し国際社会の理解を深めるとともに、より女性に配慮した災害への取組を促進することを目指して、我が国が初めて国連婦人の地位委員会に提出したものです。

（2）国内の社会情勢の変化

我が国では、少子高齢化といった人口構成の大きな変化やグローバル化による産業競争の激化などにより経済社会の構造が変化し、雇用の不安定化などの様々な課

題が生じています。また、晩婚化・未婚化や高齢者人口の増加により単身世帯、離婚によるひとり親世帯が増加しており、特に女性は妊娠・出産等により就業の中断が生じやすいことや非正規雇用が多いことなどから生活困難に陥りやすい状況にあります。長時間労働を前提とした正規雇用と非正規雇用といういわゆる「働き方の二極化」への対応もM字カーブ問題と関連する重要な課題となっており、働き方や雇用のあり方の見直しの必要性も指摘されています。

「夫は仕事、妻は家庭」という固定的な性別役割分担に基づく従来型の社会システムでは、事実上子育て、家事、介護などの負担が女性にかかることが多く、長時間労働が男性の家庭や地域への参画促進を困難にしています。平成19年10月～24年9月までの5年間に介護・看護のために仕事を辞めた人は約44万人で、うち8割は女性です。超少子高齢社会を迎えるにあたって、介護離職の防止は喫緊の課題となっています。ワーク・ライフ・バランスの実現と、多様で柔軟な働き方や生き方を可能とする社会、将来にわたり持続可能で多様性に富んだ活力ある社会の構築が求められています。

そして、多様な人材の能力の活用等の観点から、重要な担い手としての女性の役割を認識し、女性の活躍の機会を拡大していくことが期待されています。

(3) 国の動き

平成23(2011)年4月1日に改正「次世代育成支援対策推進法」が全面施行され、従業員101人以上の企業に「一般事業主行動計画」の策定が義務付けられるとともに、平成26年4月の法改正により、同法の期限が平成37年3月31日まで10年間延長されました。

さらに、平成24(2012)年7月1日に改正「育児・介護休業法(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)」が全面施行され、3歳未満の子育て中の労働者の短時間勤務制度の義務化、及び所定外労働の免除の制度化や、介護休業に加えて介護休暇制度の導入が行われました。

ドメスティック・バイオレンス(以下「DV」という。)に関しては、平成26(2014)年1月から改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV防止法」という。)が施行され、配偶者だけでなく生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象となりました。

平成27(2015)年12月には「第4次男女共同参画基本計画」(計画期間：平成28(2016)年～32(2020)年)が策定されました。この計画には、男性中心型労働慣行等を変革していくことや、平成27(2015)年8月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)の着実な施行等により、女性採用・登用のための取組や、将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組を進めることなどが盛り込まれています。

また、女性活躍推進法の施行にともない、平成28(2016)年4月1日から、従業員301人以上の企業等における女性登用の数値目標等を盛り込んだ事業主行動計画の策定と公表が義務付けられます。

3 第2次基本計画の評価と今後の課題

平成23（2011）年2月に策定した第2次基本計画では、国、県の動きや市民の意識やニーズを踏まえ、男女共同参画社会の実現を目指して、各種施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

市民や自治組織等においても、男女共同参画のための自主的な取組を進めるとともに、市と連携した事業を実施するなど幅広い取組を行ってきました。

また、第2次基本計画では、6つの基本目標と19の施策の方向に基づき、達成すべき数値目標、進捗状況を評価するための参考指標を設定し、重点的に取り組む施策として「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護」「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」「市の政策・方針決定過程への女性の参画促進」「地域における男女共同参画推進活動の支援」の4つを定め、積極的に取り組んできました。

さらに毎年度、具体的施策を推進する個別事業と7つの重点評価項目の実施状況について福岡市男女共同参画審議会による第三者評価を行い、その結果を公表しました。

重点評価項目ごとの第2次基本計画における主な取組と成果、数値目標の達成状況、今後の課題は次のとおりです。

(1) 主な取組と成果

◆男女平等教育の推進

子どもの頃からの性別にとらわれない自己形成ができるよう、中学生向け出前セミナーを全中学校で実施するなど、学校教育における男女平等教育を推進するとともに、教育関係者を対象に研修を実施しました。

小学校では副読本の活用率、混合名簿の採用率ともに100%近い状況です。中学校では副読本の活用率、混合名簿の採用率ともに50%の目標を上回りました。

◆配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護

配偶者等からの暴力防止のための広報・啓発を進め、相談窓口の周知を図るとともに、配偶者暴力相談支援センターをはじめとする関係機関が連携して相談対応から自立まで切れ目のない支援に取り組んできました。

また、若年層に対する予防啓発として、市内大学、専門学校、高等学校、中学校に啓発ポスターを配布したほか、市立高校でデートDV防止教育講演会を実施しました。

◆仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

企業のワーク・ライフ・バランスの取組を支援する出前型セミナーや講演会、産学官による研究会の実施、社会貢献優良企業優遇制度「次世代育成・男女共同参画

支援事業」の実施等により、企業におけるワーク・ライフ・バランスの普及・促進を図りました。

また、より多様な働き方の提案としてテレワーク（在宅勤務）の普及啓発や導入を希望する企業への支援を行いました。

さらに、平成26（2014）年4月より、ワーク・ライフ・バランスを推進する事業を市民局に集約し、効果的に事業を実施できる体制を整えました。

◆子育て支援の充実

待機児童解消を目指して保育所等整備を実施するとともに、延長保育実施園や病児・病後児デイケア事業及び一時預かり事業実施施設の拡充、留守家庭子ども会事業の受け入れ学年の拡大など、多様なニーズに対応した子育て支援の充実に取り組みました。

また、児童虐待防止のために、相談体制の充実、関係機関とのネットワークの強化などを行い、虐待の未然防止や早期発見・早期対応、再発防止に取り組みました。

◆働く女性への支援

男女共同参画推進の拠点施設である福岡市男女共同参画推進センター・アミカス（以下「アミカス」という。）において、ハローワークと連携し就職を目指す女性の支援を行うとともに、企業における女性リーダー育成のための能力向上やキャリアアップの研修を行いました。また、女性の起業を支援するセミナーや「おうち起業」「プチ起業」を目指す女性を対象としたセミナーを行いました。

さらに、平成26（2014）年に女性活躍推進担当課長を新設（※1）し女性活躍推進体制を強化、テレワーク（在宅勤務）の普及啓発や導入を希望する企業への支援を行うとともに、スタートアップカフェでの先輩女性起業家によるセミナーや相談・交流会等を定期的に開催し、女性起業家のネットワークづくりなどに取り組みました。

平成25（2013）年には、県内の民間企業を中心に官民挙げた女性の活躍推進を目指す「女性の大活躍推進福岡県会議」の設立に参加し、様々な活動を行いました。

また、企業における女性管理職比率については、平成26年度の市女性労働実態調査において、「第9次福岡市基本計画」の中間目標値7%（平成26年度）を上回る10%となりました。

※1：平成28年4月から女性活躍推進課となります。

◆市の政策・方針決定過程への女性の参画促進

市の政策・方針決定過程である審議会等委員への女性の参画促進について、各担当課との事前協議を徹底するとともに、庁内推進体制である福岡市男女共同参画推進協議会において審議会等委員への女性の参画促進や女性職員の登用促進について強く働きかけました。

市役所内では、「福岡市職員の人材育成・活性化プラン（改定版）」において、女性職員の活躍推進を重点取組に位置付け、「役付職員（係長級以上）に占める女性の割合を平成30年度までに20%以上にすること」を目標に、女性職員のチャレンジ支援や、男女が共に仕事と生活を両立できる働きやすい職場環境づくりを進めました。また、平成26年10月には、外部アドバイザーを含む庁内プロジェクトチームにより女性職員活躍推進に向けた必要な施策を取りまとめ、長時間労働を前提としない働き方の徹底などさらなる取組を推進しました。

市の役付職員（係長級以上）に占める女性の割合については、女性職員の活躍推進のための重点的な上記の取組の成果が少しずつ表れてきました。

◆地域における男女共同参画推進活動の支援

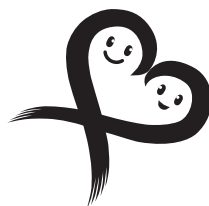
地域からの提案で、第2次基本計画に盛り込んだ、市独自の男女共同参画週間（みんなで参画ウィーク：11月3～9日）を平成23年度に創設し、広報・啓発に使用する男女共同参画シンボルマークも定めました。

週間の創設を機に、地域における男女共同参画推進活動の機運が高まっています。市は週間の周知やコーディネーター派遣など校区の活動を支援していますが、地域でも校区同士で取組へのアドバイスや呼びかけが行われており、週間に合わせて毎年130を超える校区で研修や広報・啓発など、主体的な取組が行われるようになってきました。取組内容についても、男性や若い世代を含めた校区住民全体を対象にするなど、様々な工夫が行われています。

また、平成23～24年度は重点推進区（中央・西）、平成25～27年度はモデル校区（若宮・堤）において、地域で指導的立場に立てる女性リーダーの育成と、実践活動の支援を行うとともに、地域諸団体で役員が改選される時期に合わせて、役員への女性の参画を働きかけるなどの取組を行いました。

アミカスでは、地域における男女共同参画に関する講座・講演会の企画を支援するため、男女共同参画推進サポーターや寸劇隊の派遣、人材情報の提供などを実施しました。

「みんなで参画ウィーク」と
一体となって福岡市の男女共同参画を
推進するためのシンボルマークです。



福岡市男女共同参画シンボルマーク

(2) 数値目標の達成状況

第2次基本計画では、計画期間（平成23年度～27年度）中に達成すべき数値目標として次の3項目を設定しました。

達成状況は以下のとおりとなっています。

- ①平成27年度までに、社会全体で見た場合の男女の地位が平等になっていると思う人の割合30%を目指します。

	初期値（平成20年度）	現状値（平成25年度）
全 体	13.0%	14.3%
女 性	9.6%	9.8%
男 性	18.3%	21.2%

資料：平成20年度市政に関する意識調査、平成25年度福岡市男女共同参画社会に関する意識調査

社会全体で見た場合の男女の地位が平等になっていると思う人の割合は1.3ポイント増加しましたが、目標値の達成には一層の取組が必要です。

- ②平成27年度までに、福岡市の審議会等委員への女性の参画率35%を目指します。
あわせて、女性委員のいない審議会等の解消を目指します。

	初期値（平成22年6月1日）	現状値（平成27年6月1日）
審議会等委員への女性の参画率	28.9%	32.7% （※見直し後は33.7%）
女性委員のいない審議会等の数	12	6 （※見直し後は2）

審議会等における女性の参画率は3.8ポイント増加し、女性委員のいない審議会等の数は半数に減少しましたが、目標達成には一層の取組が必要です。

※審議会等委員への女性の参画率については、他都市と比較条件を合わせるため、第3次計画の目標値からは行政委員会を除くこととしました。

- ③福岡市の係長級職員への昇任候補者（総括主任級職員）のうち30歳代の職員における男女の割合が、同年代の職員全体の男女の割合と同等になることを目指します。

		初期値（平成22年5月1日）	現状値（平成27年7月1日）
女性	総括主任	36.2%	49.9%
	職員全体	48.6%	49.2%
男性	総括主任	63.8%	50.1%
	職員全体	51.4%	50.8%

30歳代の総括主任級職員の男女の割合と、同年代の職員全体の割合はほぼ同等となり、目標を達成しました。

(3) 今後の課題

平成16年4月の条例施行以後、約10年にわたり様々な施策を推進してきましたが、現状を見ると、次のとおり依然として多くの課題が残されています。

◆性別による固定的役割分担意識の解消

「男は仕事、女は家庭を守るべき」という固定的性別役割分担について、平成26年度の市基本計画の成果指標に関する意識調査においては、女性の66.0%、男性の60.9%が否定的な考え方を持っていることが分かりました。平成20年度の女性64.0%、男性59.9%と比較してもほとんど増えておらず、固定的性別役割分担意識は未だ根強く残っている状況です。今後さらに男性、子ども、子育て世代等を含め、あらゆる人が男女共同参画の必要性に共感できるよう情報発信を進めるなど、市民的広がりを持った広報・啓発活動が必要です。

◆配偶者等からの暴力の防止や、困難を抱えた女性等への支援

平成25年度の市男女共同参画社会に関する意識調査では、恋人、配偶者、パートナーからの暴力を受けた際に実際に取った行動は、「がまんした」割合が最も高く、また、相談できる窓口を「知らない」と答えた人も約15%いました。あらゆる世代に対する意識啓発を一層充実させるとともに、特に相談の多い30代から50代に対する相談窓口の周知を強化していく必要があります。

また、若年層に対するDV予防教育について、子どもの発達段階に応じ、人権問題として積極的に取り組む必要があります。

男女ともに非正規雇用労働者が増加する中、女性は、妊娠・出産等により就業の中断が生じやすいことなどから、正規労働に就きにくく生活上の困難に陥りやすい状況にあるため、ひとり親家庭等への支援を行っていく必要があります。

◆仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

平成25年度の市男女共同参画社会に関する意識調査において、仕事や家庭生活など複数の活動をバランス良く行いたいと希望する人の割合は男女ともに高くなっているものの、実際には、男性は仕事、女性は家庭生活を優先している人の割合が高いという結果が出ました。また、平成26年度の市女性労働実態調査ではワーク・ライフ・バランスについての市内事業所の認知度は58.8%となっており、5年前（57.1%）と比較しても1.7ポイントしか増加していません。

企業等におけるワーク・ライフ・バランスを促進するとともに、子育て支援や介護支援の充実など、多様なニーズに対応し、育児や介護と仕事を両立するための基盤づくりが必要です。

◆働く場における女性の活躍促進

平成26年度の市女性労働実態調査によると、女性の活躍推進への取組を「進めて

いる」と回答した事業所は、48.0%と半数に届かず、「進めていない」と回答した事業所の割合（50.9%）をやや下回っています。また企業における女性管理職（役員除く課長級以上）の割合は10.0%と、5年前の同様の調査時（5.5%）に比べ上昇しています。しかし、女性の能力の発揮は十分とは言えない状況であり、働く場における男性中心の企業意識・慣行は未だ解消されていないといえます。

また、市の生産年齢人口（15～64歳）の女性の就業率は徐々に上がってきていますが、子育てなどのために退職する女性も未だ多いのが実情です。働くことの意義は、経済的な自立を促進するだけでなく、自己実現や社会貢献の手段にもなり得ます。女性がライフイベントを経ても働き続けられる職場環境や、出産や子育てなどにより一旦退職した後も希望に応じた働き方が選択できるような支援が必要です。

企業に対し意識啓発や支援を行うとともに、個々の女性に対し、職業能力向上・再就職や起業への支援等を行っていく必要があります。

◆市の政策・方針決定過程への女性の参画促進

審議会等委員への女性の参画率は平成27年6月1日現在で32.7%（見直し後は33.7%）、女性委員が一人もいない審議会等が6つ（見直し後は2つ）という状況であり、5年前の28.9%から参画率は増加し、女性委員が一人もいない審議会等も半減していますが、さらに実効性のある取組が必要です。

また、市女性職員の登用については、全職員に占める女性の割合が平成27年5月1日現在30.1%であるのに対し、女性の役付職員（係長級以上）の割合は16.7%と5年前の10.3%に比べ増加していますが、十分とは言えない状況です。政策・方針決定過程に多くの女性職員が参画するためには、管理監督者の意識を高めるとともに、女性職員のチャレンジ支援や男女ともに働きやすい環境づくりを進める必要があります。

◆地域における男女共同参画の推進

少子高齢化、単身高齢者の増加などが国全体で進む中、市はこれから20年は人口が増えていく見込みですが、地域別に見ると人口減少や高齢化が進んでいるところも見受けられます。子育てや高齢者の見守り、防犯・防災、環境問題など、地域における様々な課題の解決に向けた活動や自治組織の運営について、性別や世代の偏りなく参画しなければ立ち行かなくなる状況が生じています。しかし、日常的な地域活動には女性も多く参加しているにもかかわらず、諸団体の代表者は圧倒的に男性が多いという状況が依然として続いています。地域における諸団体等の長への女性の就任率は、平成27年7月1日現在18.2%と、5年前の16.1%から2.1ポイントの増にとどまっており、女性の参画は十分ではありません。

男女共同参画が地域に浸透していくためには、地域の自主性を尊重し共感を得ながら、男女共同参画の視点をもって地域の様々な活動が展開され、意思決定過程への女性の参画が進むよう、支援を一層充実していく必要があります。

◆推進体制上の課題

あらゆる施策が男女共同参画の視点で展開され、男女共同参画の推進が広く市民的広がりを持つためには、総合的な企画調整を行う部署、拠点施設、各区役所等それぞれが役割を果たしながら、連携を密にしていくことが必要です。

そのため、地域の男女共同参画を推進する上で必要な支援の窓口としての区役所の役割や、アミカスの拠点施設としての機能を十分に発揮して、男女共同参画の施策を効果的に進めることが求められます。

Ⅱ 第3次基本計画の基本的考え方

1 福岡市が目指す姿

市総合計画では「一人ひとりが互いに人権を尊重し、国籍や年齢、性の違い、障がいの有無などにかかわらず、多様性を認め合いながら輝いている」「若者、女性、高齢者、障がいのある人がいきいきと働いている」「福岡を拠点に活躍する女性、若者、学生、留学生が数多く生まれ、チャレンジする人材が活躍しやすい」といった姿を目指しています。

市が目指す、誰もが思いやりを持ちすべての人にやさしいまち「ユニバーサル都市・福岡」を実現するためには、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が必要です。そのためには、男女共同参画社会の実現を阻害するおそれがある社会通念、慣行、偏った意識、制度等を改め、個々を尊重し合い、性別に関わりなく一人ひとりが輝ける社会を市民の共感を得ながら市民とともに作り出していかなければなりません。

市は平成26（2014）年にグローバル創業・雇用創出特区を獲得し、現在創業支援に積極的に取り組んでおり、創業にチャレンジする女性を応援する機運も高まっています。若者や女性が多いという市の大きな特徴を踏まえつつ、ワーク・ライフ・バランスの推進や働く場での女性の活躍推進、再就職支援、さらには創業支援などに取り組み、男女が働く場においてその能力を十分に発揮することで企業活動も活性化し、活力あるまちとなることを目指します。

また、各校区に自治協議会があり、男女共同参画協議会が組織され、地域活動の場として公民館が設置されているという強みを活かし、地域での男女共同参画をより一層推進するなど、様々な場で女性がいきいきと輝きチャレンジできるまちを目指します。

働き方や介護のあり方、地域づくりなど、福岡市がこれから取り組むべき課題はどれも男女共同参画と深く関わりがあります。各々の施策について男女共同参画の視点を持って取り組むよう、庁内の推進体制を引き続き強化していきます。

第3次基本計画では、第2次基本計画の6つの基本目標を引き継ぎながら、市が市民と共に目指す姿を掲げ、働く場での女性の活躍推進や、地域における男女共同参画の推進など、男女共同参画社会の実現に向けた取組をさらに進めることとしました。

福岡市が目指す男女共同参画社会

基本目標1 男女平等意識が浸透した社会を目指します

市民一人ひとりが従来の固定的性別役割分担意識を解消し、多様な生き方を選択でき、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる社会を目指します。

基本目標2 女性への暴力が根絶され、男女の人権が尊重されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会を目指します

配偶者等からの暴力（DV）、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪などあらゆる暴力が根絶され、男女が性別による差別的な取扱いを受けないなど、真に男女の人権が尊重されるとともに、貧困、高齢、障がい等により困難を抱える人が安心して暮らせる社会を目指します。

基本目標3 仕事と生活の調和を実現できる社会を目指します

長時間労働など従来の働き方を見直すことにより、互いに責任を分かち合いながら、家事・育児・介護等へ参画し、地域活動や自己啓発など多様な選択のもとに、仕事と生活の調和が図られた、男女がともに暮らしやすい社会の実現を目指します。

基本目標4 働く場において男女が対等に参画し、女性が活躍できる社会を目指します

企業において女性活躍推進の取組が進み、働く場における男女の均等な機会と待遇が確保されるとともに、働きやすい職場環境がつくられ、男女がその能力を十分に発揮することで企業活動も活性化し、活力ある社会となることを目指します。

基本目標5 政策・方針決定過程に男女が共に参画できる社会を目指します

市の政策・方針決定過程や職場などあらゆる分野の意思決定過程に男女が共に参画することで、新しい視点が提起され、様々な人の立場を考慮した政策等の立案・実施が可能になる社会を目指します。

基本目標6 地域において男女が共に支えあい、安全・安心で住みよい地域社会を目指します

地域において、男女が共に日常の活動や意思決定の場に参画し、高齢者、子ども、障がい者、安全・安心のまちづくりなど様々な地域課題の解決に手を携えて取り組むことで、住みよい豊かな地域社会づくりを目指します。

2 第3次基本計画の位置づけ

(1) 国及び福岡県の男女共同参画基本計画との関連

男女共同参画社会基本法（第14条第3項）に基づき、国及び福岡県の男女共同参画基本計画を勘案することとし、特に、第3次基本計画策定作業とほぼ同時に進められた国の第4次男女共同参画基本計画を参考にしました。

(2) 市条例の具体化

福岡市男女共同参画を推進する条例（第11条）では、「市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画を策定しなければならない」と定めています。

この基本計画は、今後、福岡市が取り組むべき施策の基本的な方向を示すとともに、男女共同参画の推進に関する具体的施策の実施計画としての役割を果たすものです。

(3) DV防止法との関連

DV防止法（第2条の3第3項）に基づき、基本目標2「施策の方向1 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護」の部分、市町村基本計画と位置づけています。

(4) 女性活躍推進法との関連

女性活躍推進法（第6条第2項）に基づき、基本目標3と基本目標4の部分、市町村推進計画と位置づけています。

(5) 市総合計画との関連

福岡市基本構想・第9次基本計画（平成24年12月策定、目標年次は平成34年度）との整合性を図ります。

3 第3次基本計画の体系

第3次基本計画では、第2次基本計画と同様に、6つの基本目標、それらの実現に向けて取り組むべき「施策の方向」を明らかにし、その方向性に沿って今後5年間に推進する「具体的施策」を示しています

基本計画 体系図

重 は重点的に取り組む施策

施策の方向	具体的施策
基本目標 1 男女平等意識が浸透した社会を目指します	
1 男女平等教育の推進 重	(1) 学校教育における男女平等教育の推進 (2) 教育に携わる者への研修の充実
2 男女共同参画推進センターを中心とした啓発・学習の全市的展開	(3) 男女共同参画推進センターにおける取組の推進 (4) 拠点施設としての支援の充実 (5) 区役所、人権啓発センターにおける取組の推進 (6) 公民館における取組の推進 (7) 男女共同参画に関する調査・研究 (8) 男女共同参画に関する広報と情報提供
3 市民等との連携・共働の推進	(9) 市民団体、NPO、自治協議会等との連携・共働 (10) 大学との連携 (11) 報道機関との連携
4 国際理解・交流の推進	(12) 男女平等に関する国際理解の推進 (13) 在住外国人女性への支援

基本目標 2 女性への暴力が根絶され、男女の人権が尊重されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会を目指します	
1 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護 重	(14) 配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発 (15) 相談体制の充実 (16) 保護体制の充実 (17) 被害者の自立のための支援 (18) 関係団体との連携
福岡市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画	
2 セクシュアル・ハラスメント等及び性犯罪の防止	(19) セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた広報・啓発 (20) 市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止 (21) 教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止 (22) 相談の充実 (23) 性犯罪被害の防止及び犯罪被害者への支援
3 生涯にわたる健康支援	(24) 青少年に対する支援、意識啓発 (25) 母性の社会的重要性に関する認識の浸透 (26) 妊娠・出産に関する健康管理の支援 (27) ライフステージに応じた心身の健康管理の支援
4 貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	(28) ひとり親家庭等への支援の充実 (29) 高齢者、障がい者等が安心して暮らすための支援 (30) 経済的な困難を抱えた人の自立支援



4 重点的に取り組む施策

福岡市の現状と課題、国の動き、社会経済情勢の変化等を踏まえ、次の**6項目**に重点的に取り組みます。

1 働く場での女性活躍の推進

働く場において、より多くの女性がリーダーとして能力を発揮できるよう、キャリアアップや能力向上の支援を行うとともに、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定の支援や女性活躍の「見える化」を推進し、女性が活躍しやすい職場環境づくりに取り組みます。

また、女性の創業支援のさらなる充実に取り組むとともに、再就職やスキルアップを目指す女性を対象に、ハローワークと連携した就業支援や、資格・技術習得講座等を実施します。

2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等により、長時間労働の削減など「働き方改革」に積極的に取り組む地場企業を、市が発注する工事等の入札等に際し、優先的に指名するなどの優遇制度を実施する社会貢献優良企業として新たに認定するとともに、多様で柔軟な働き方の普及促進に努めます。

また、男性が家事・育児、介護等の家庭生活や地域活動に積極的に参加できるよう啓発を行います。

さらに、保育所等の整備を推進するとともに、介護離職を防止するための相談対応を行うなど、仕事と育児や介護を両立できる環境づくりに取り組みます。

3 地域における女性リーダー育成と男女共同参画の推進

地域における女性の活躍を推進し、地域活動への多様な人材の参画を図るため、女性リーダーの人材育成や、地域、諸団体の自主的な男女共同参画推進の取組の支援、自治協議会への働きかけなどを行います。

また、男女共同参画推進のさらなる拡がりを目指し、拠点施設アミカスを中心に区役所等関係部署が連携して、福岡市男女共同参画週間(みんなで参画ウィーク)や男女共同参画地域活動ハンドブックの活用、男女共同参画推進サポーターの派遣、男女共同参画協議会の活動支援等、地域との共働による取組を進めます。

4 男女平等教育の推進

若年層への男女共同参画に対する意識啓発のため、小・中学校における男女平等教育や教職員を対象にした研修の充実を図るとともに、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスについて学び、性別にとらわれないキャリア形成への意識を高めることを目的とした出前セミナーを市内中学校で実施します。

5 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護

配偶者等からの暴力を防止するため、あらゆる世代への意識啓発を一層充実させるとともに、DV被害が深刻化する前に相談できるよう、様々な機会をとらえ、より効果の高い方法により相談窓口の周知を行います。

また、若年層への予防啓発を進め、相談への対応、保護、自立支援まで、被害者の立場に立った切れ目のない支援を進めるなど、関係機関と連携して、配偶者等からの暴力防止に関する施策の一層の充実・強化に努めます。

6 市の政策・方針決定過程への女性の参画促進

市内の推進組織である「福岡市男女共同参画推進協議会」において、審議会等委員への女性の参画率が目標値を達成できるよう、実効性のある取組を進めます。

また、市職員については、女性活躍推進法の特定事業主行動計画を策定し、女性職員の活躍を支援する取組を進めます。

さらに、市役所における率先した取組を企業に紹介します。

5 数値目標及び参考指標

数 値 目 標

計画期間中に福岡市が達成すべき数値目標として次の**5項目**を設定します。

- 1 平成32年度までに市民意識調査における社会全体で見た場合の**男女の地位が平等になっていると思う人の割合30%**を目指します。

現状値【平成25年度 市男女共同参画社会に関する意識調査】

14.3%（女性9.8%、男性21.2%）

- 2 平成32年度までに市民意識調査における**男女の固定的な役割分担意識の解消度**（「男は仕事、女は家庭を守るべき」という固定概念をもたない市民の割合）**女性75%、男性70%**を目指します。

現状値【平成26年度 市基本計画の成果指標に関する意識調査】

女性66.0%、男性60.9%

- 3 平成32年度までに**企業における女性管理職比率12%**を目指します。

現状値【平成26年度 市女性労働実態調査】

10.0%

- 4 平成32年度までに**福岡市役所における女性管理職比率を15%程度とすること**を目指します。

現状値（平成27年5月1日現在）11.0%

- 5 平成32年度までに福岡市の**審議会等委員への女性の参画率40%**を目指します。あわせて女性委員のいない審議会等の解消を目指します。

審議会等委員への女性の参画率 現状値（平成27年6月1日現在）33.7%

女性委員のいない審議会等の数 現状値（平成27年6月1日現在）2

参 考 指 標

計画の進捗状況をわかりやすく示す指標として、参考指標を設定します。

基本目標	参 考 指 標
基本目標 2	i 配偶者等から暴力を受けたことがある人の割合 現状値（H25） 精神的暴力：女性 40.4% 男性 26.3% 身体的暴力：女性 15.3% 男性 6.1% 性的暴力：女性 20.8% 男性 5.2% ii 配偶者等から暴力を受けた際、我慢した人の割合 現状値（H25） 女性 43.8% 男性 48.7%
基本目標 3	i 家庭生活における男女の平等感（平等と感じる人の割合） 現状値（H25） 女性 23.3% 男性 39.9% 全体 29.7% ii 男性が育児休業、介護休業、子の看護休暇を取得することについて積極的に取得すべきと考える人の割合 現状値（H25） 女性 21.4% 男性 20.4% 全体 21.0% 取得することは賛成だが、現実的には取りづらいと思う人の割合 現状値（H25） 女性 65.4% 男性 60.5% 全体 63.4% iii 生活の中で「仕事」「家庭生活」「地域活動等」のどれを優先するか、希望と現実について ※一部回答抜粋 「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい人の割合（希望） 現状値（H25） 女性 29.7% 男性 37.5% 全体 32.8% 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している人の割合（現実） 現状値（H25） 女性 17.4% 男性 23.7% 全体 19.8%
基本目標 4	i 職場における男女の平等感（平等と感じる人の割合） 現状値（H25） 女性 15.9% 男性 23.1% 全体 18.6% ii 25 歳から 44 歳までの女性の就業率 現状値（H24） 70.3%
基本目標 6	i 地域における諸団体等の長への女性の就任率 現状値（H27） 18.2%

※基本目標 2－i～4－i：【平成 25 年度 市男女共同参画社会に関する意識調査】

基本目標 4－ii：【平成 24 年度 総務省 就業構造基本調査】

基本目標 6：平成 27 年 7 月 1 日現在

6 計画期間

平成 28（2016）年度から平成 32（2020）年度までの 5 年間とします。

7 計画の推進

(1) 推進体制と進行管理

① 庁内の推進体制

庁内の推進組織である「福岡市男女共同参画推進協議会」（会長：市長、副会長：市民局男女共同参画部所管の副市長、委員：全事業管理者及び全局・区長等、幹事：関係部長）において、基本計画の進捗状況を定期的に把握するとともに、庁内の連携強化を図り、市の男女共同参画推進施策を総合的かつ効果的に実施します。

また、あらゆる施策が男女共同参画の視点をもって展開されるよう、事務局の企画立案機能を高めるとともに、総合的な調整機能の強化を図ります。

② 男女共同参画審議会

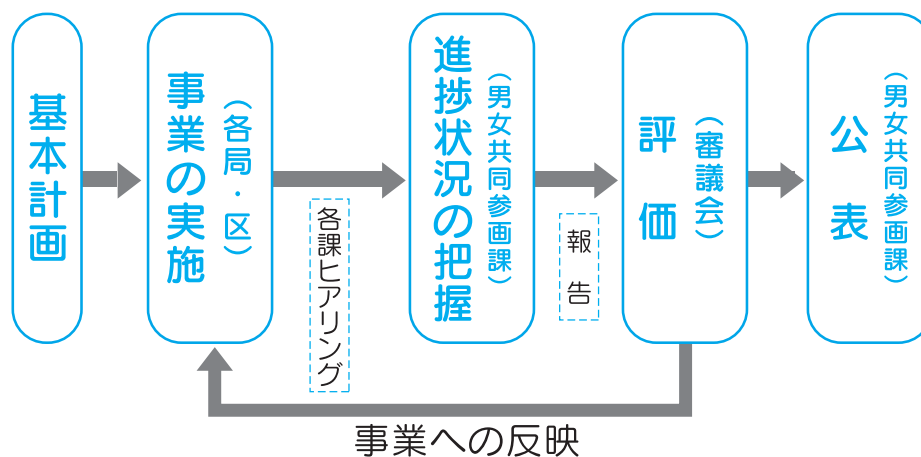
市長の附属機関として設置している「福岡市男女共同参画審議会」（以下、「審議会」という。）は、市長の諮問に応じ、市の男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項について調査・審議し、市長に答申するほか、必要と認められる事項について市長に意見を述べます。

③ 施策に対する苦情への対応

条例第26条に基づき、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策や男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民から苦情が寄せられた場合、市長は、審議会の意見を聴いたうえで、必要に応じて適切な措置を講じます。

④ 基本計画の進行管理と推進状況の公表

市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を審議会に報告し、意見及び評価を受けて基本計画の進行管理を行います。また、条例第12条に基づき、実施状況及びその評価を年次報告書にまとめ、市民に毎年公表します。



(2) 拠点施設、区役所の役割

あらゆる施策が男女共同参画の視点をもって展開され、地域において男女共同参画が広く市民に浸透していくうえで、拠点施設であるアミカス、区役所が果たす役割は次のとおりです。



拠点施設「福岡市男女共同参画推進センター・アミカス」の役割

アミカスは、条例第25条で、「市が男女共同参画の推進に関する施策を実施し、及び市民等による取組を支援するための拠点施設」と位置付けられています。

男女共同参画を推進するため、意識啓発や社会情勢の変化、新たな市民ニーズに対応した学習機会の提供、相談事業、図書及び情報提供事業等の諸事業を実施するほか、市民等の取組を支援するための拠点施設として、市民グループや地域との連携・共働を推進し、市民の自発的な活動を積極的に支援していきます。今後一層充実を図る機能は次のとおりです。

◆あらゆる人が共感できる男女共同参画の推進

男女共同参画をさらに推進するため、男性やこれからの時代を担う子どもたちが共感できる取組を実施します。特に、男女共同参画社会の形成が男性にとっても生きやすい社会となることへの理解を深めるため、男性自身の意識啓発を目的とした講座や、父親と子どもを対象に食育を含めた料理教室を実施する等、対象や開催時期・内容を工夫しながら、男性や子どもへの積極的な啓発に努めます。

同時に、男性の家庭や地域への参画を進めるため、ワーク・ライフ・バランスの推進や、働きやすい職場づくりを目的とした講演会を行う等、企業に向けた啓発も実施します。

◆地域支援機能の充実・強化

国が定める男女共同参画週間（6月23～29日）に合わせ、市七区男女共同参画協議会と共同で、男女共同参画に関する講演会を実施します。

また、「男女共同参画推進サポーター」や「アミカス寸劇隊」等研修講師の派遣、地域での企画づくりの手引きとなるプログラム集の発行等、地域における男女共同参画の取組を支援します。

さらに、新たな取組として校区の男女共同参画推進組織に対し、他校区の先進事例など、地域で活動するうえで参考となる情報の提供や、日頃の活動に関する悩みや課題を解決するためのコーディネーターの派遣等、区の担当部署との連携も強化しながら、地域活動への支援機能を充実・強化します。

◆市民グループ、NPO等の育成・支援

「市民グループ活動支援事業」として、市民グループ、NPO等による第3次基本計画の基本目標に沿う企画の実施に対し、経済的支援や会場の提供、広報協力、専門的立場からの助言等を行います。

市民グループの取り組むテーマは、男女共同参画のまちづくりや男性の家事・育児、性的マイノリティ等多岐にわたっており、そうした市民グループの活動を支援し促進することで、市民の幅広い男女共同参画への認識を深めます。

また、グループ間のネットワークづくりや情報交換、交流の場を提供します。

◆相談機能の充実

夫婦、家族、職場の人間関係の悩みや、生き方、性格、労働、貧困などの生活上の悩み等幅広い相談に応じるために相談機能の充実・強化を図るとともに、「女性に対する暴力相談」、「男性のための相談ホットライン」を活用しながら、配偶者暴力相談支援センターや、区保健福祉センターなど関係機関との連携を強化します。

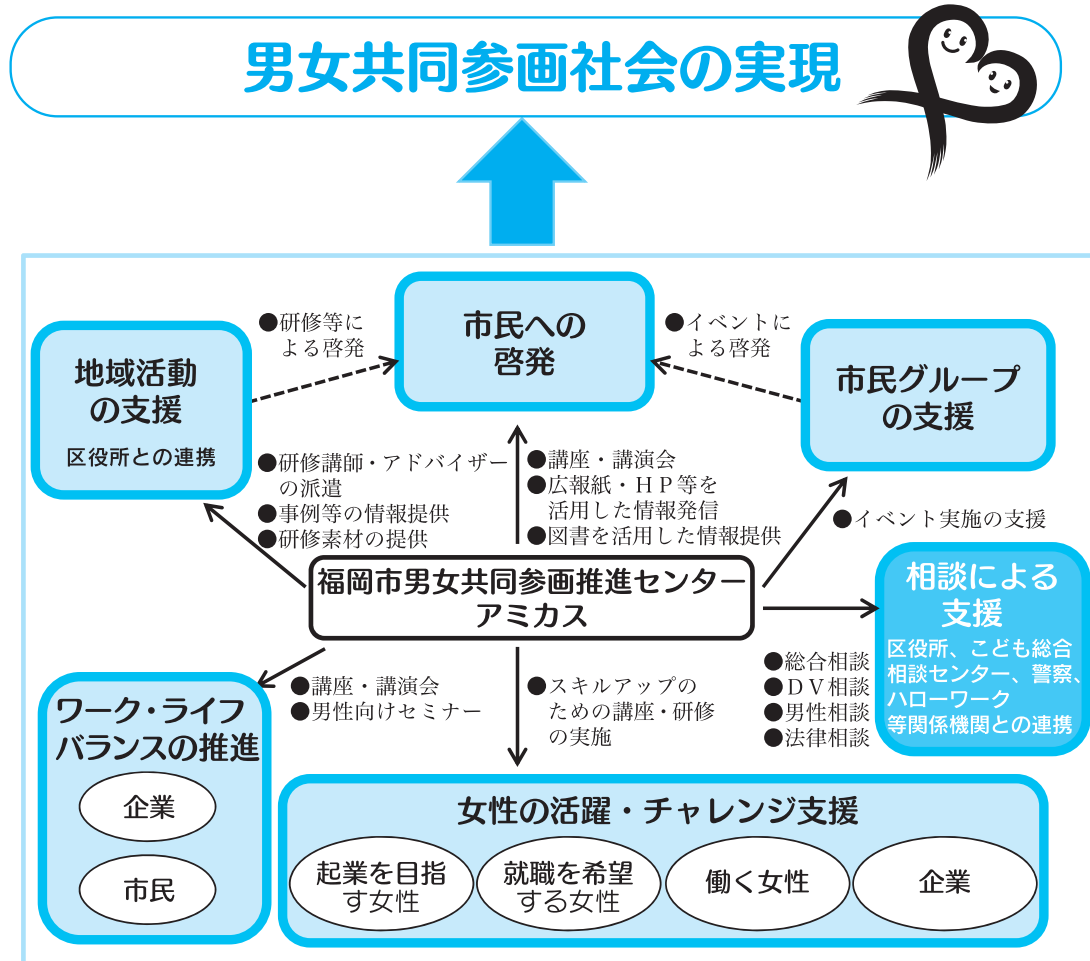
◆広報・啓発

男女共同参画に関する広報、啓発のため、広報紙やホームページ等により男女共同参画に関する情報をタイムリーかつわかりやすく提供します。

また、拠点施設として、男女共同参画に関する基礎知識、情報を館内に効果的に掲示し、アミカスに来館した市民が男女共同参画について学べる環境づくりに努めます。

◆女性のチャレンジ支援

再就職を目指す女性や企業で働く女性を対象に、意識啓発やスキルアップ・キャリアアップを目的とした講座や、起業前から起業後まで、段階に応じた女性の起業を支援する講座の実施等、女性のチャレンジを支援し、女性の活躍や多様な働き方を推進します。



◆地域の男女共同参画推進における区役所の役割

区役所は、身近な地域の総合行政機関として市民生活に欠かせない福祉や子育て支援などの様々なサービスを提供するとともに、区の特性や課題を踏まえたまちづくりの拠点としての役割を果たしています。区及び校区における男女共同参画を推進するうえでも、地域に密着した支援の窓口として次のことに取り組みます。

- ・全市的な動きと区の特性や現状を踏まえながら、校区の取組状況を把握し、先進的取組や課題解決の事例に関する情報を区内の各校区が共有できるよう努めます。
- ・関係部署が連携して、男女共同参画推進活動が校区全体の取組として行われ、意思決定過程に男女が共に参画し、男女共同参画の視点に立った地域の自治が行われるよう支援します。

(3) 多様な主体との連携・共働

① 自治協議会等との連携・共働

男女共同参画を推進する活動が市民的広がりを持つためには、地域におけるまちづくりのパートナーである自治協議会との連携・共働が重要です。

地域での男女共同参画推進活動は、これまで、区及び校区男女共同参画推進組織（女性協議会、後に男女共同参画協議会）を中心に展開されてきました。現在、校区推進組織は自治協議会の一員として活動し、「男女共同参画に関する事業」は自治協議会が行う「まちづくり基本事業」に位置づけられています。

男女共同参画が地域に広く浸透し、校区が男女共同参画の視点に立って運営されるためには、推進組織の活動内容の充実や校区への広がりを支援していく必要があります。自治協議会等と市が目標を共有し、それぞれの役割と責任を果たしながら、さらに連携を深めていきます。

なお、自治協議会制度の創設（平成 16 年度）から 10 年の取組を礎として、新たな地域コミュニティの姿を目指し、地域活動を応援する企業・商店街や NPO と地域の連携を促進するなど、様々な主体を巻き込みながら、地域の未来を共に創り出す「共創」の取組を進めていきます。

② 市民団体、事業者等との連携・共働

男女共同参画社会の実現には、行政だけでなく市民や事業者の主体的な取組が不可欠です。多様化、複雑化する市民のニーズや地域課題に適切に対応していくため、教育機関、市民団体、NPO、企業、マスメディア等との連携・共働を進め、地域に根ざした身近な情報発信を行うとともに、多様な主体が持つ専門性や実践的ノウハウ等を活かした取組を進めます。

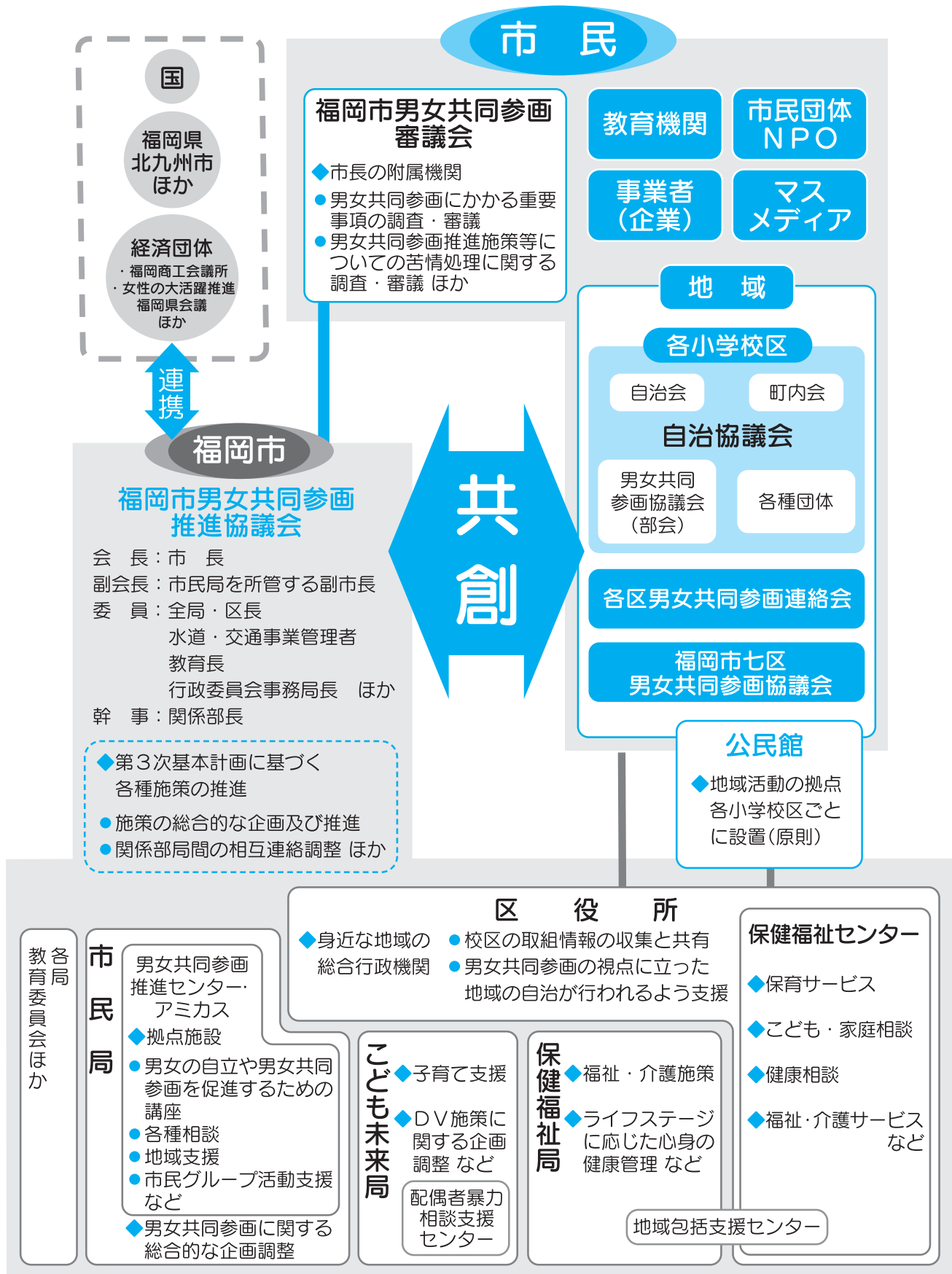
働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスの推進やあらゆる人が共感できる男女共同参画を進めるには、今後特に企業への働きかけが必要なため、「女性の大活躍推進福岡県会議」での活動など、経済団体との連携に努めます。

③ 国・県等との連携

男女共同参画社会基本法は、地方公共団体に、男女共同参画社会の形成に関して、国の施策に準じた施策を実施することを求めています。このため、国や福岡県の動向を的確に把握し、福岡市の男女共同参画に関する諸施策に反映させていきます。

また、福岡県と県内の政令指定都市（北九州市、福岡市）の間で情報共有に努めるとともに、他の政令指定都市とも共通の課題等について情報交換に努め、基本計画を効果的に推進します。

(4) 福岡市の男女共同参画に関する推進体制



計 画 各 論

※計画各論では、基本目標ごとの「目指す姿」に基づき、「現状と課題」等を整理するとともに、目指す姿を実現するための「施策の方向」や「具体的施策」について記載しています。
記載内容は以下の通りです。

【構 成】

- ・基本目標ごとに、計画の目標年次である平成32（2020）年度までに、市が市民と共に目指す姿を記載しています。（総論P12参照）
- ・国や市の現状、「目指す姿」を実現するにあたっての課題等について記載しています。
- ・現状を表すデータを掲載しています。
- ・課題を解決し目指す姿を実現するために、「施策の方向」を定め、市が取り組む「具体的施策」とその内容、「各事業」について記載しています。

基本目標 1 男女平等意識が浸透した社会を目指します

(目指す姿)

市民一人ひとりが従来の固定的性別役割分担意識を解消し、多様な生き方を選択でき、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる社会を目指します。

平成25年度の市男女共同参画社会に関する意識調査によると、社会全体で見た場合の男女の地位の平等感に関する質問で、「平等」と答えた人の割合は14.3%で、5年前の13.0%と比べて1.3ポイントの増ですが、「男性が優遇されている」「どちらかといえば優遇されている」を含むと思う人の割合は74.5%（女性79.1%、男性67.9%）で、5年前の69.6%（女性74.5%、男性63.7%）から4.9ポイント増加しています。男女があらゆる分野でより平等になるために最も重要と思うことを問う質問では、「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改める」と考える人が最も多くなっています。

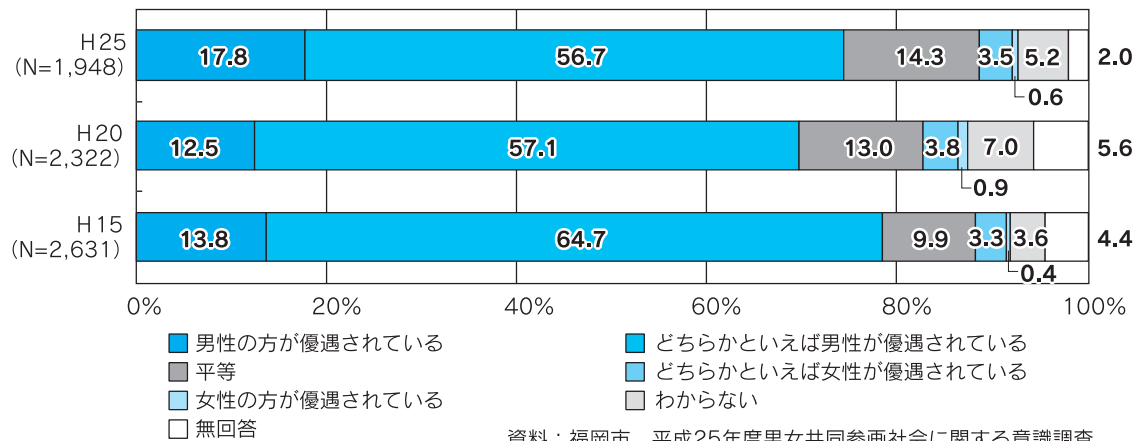
また、性別による固定的な役割分担意識をみると、「男は仕事、女は家庭を守るべき」という考えについては、平成26年度の市基本計画の成果指標に関する意識調査においては、63.5%（女性66.0%、男性60.9%）が否定的な考え方を持っています。平成20年度の61.6%（女性64.0%、男性59.9%）と比較してもほとんど増えていません。平成25年度の調査では一度減少に転じており、今後の推移を見守る必要があります。

男女共同参画社会の実現を阻害するおそれがある社会通念、慣行、偏った意識等は、長年の積み重ねの中で形成されたものですが、一方で社会における男女の生き方は多様化しています。あらゆる機会をとらえて意識啓発を行うとともに、男女に対して中立でない影響を及ぼす制度や慣行を見直していかなければなりません。

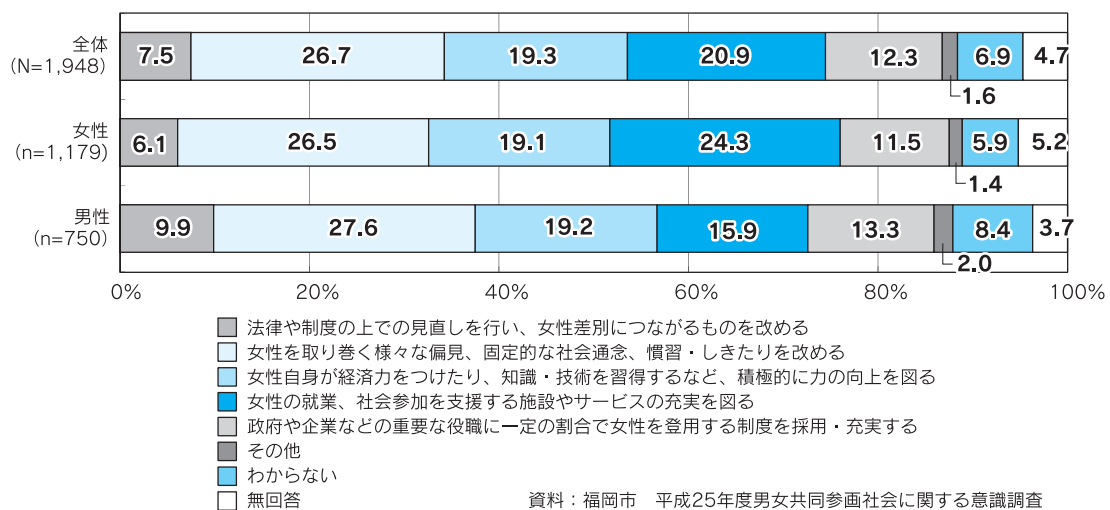
男女平等意識が浸透した社会を目指すには、とりわけ、子どもの頃からの男女平等教育や、性別にとらわれないキャリア形成などについて学ぶことが重要です。子どもたちが自分らしさを大切にすることや、様々な価値観、生き方があることを知ることで男女ともに将来の選択の幅が広がり、多様性のある社会が生まれます。条例においても教育に携わる者の果たすべき役割が明記されており、今後とも教職員や教育関係者を対象とした研修等を充実していきます。

また、男女平等意識が市民に浸透していくには、自治組織、市民団体・グループ、NPO等との連携・共働による取組が必要です。拠点施設アミカスを中心に、区役所、公民館が連携して市民の取組を支援するとともに、男女共同参画が必要であることを広く市民が共感できるような啓発事業や学習機会の提供、情報発信を進めなければなりません。さらに、国連の動向や諸外国の女性の状況等について情報提供や学習機会の提供に努め、市民の国際理解を深めるとともに、在住外国人女性の人権が守られ、安心して暮らせるよう支援することが重要です。

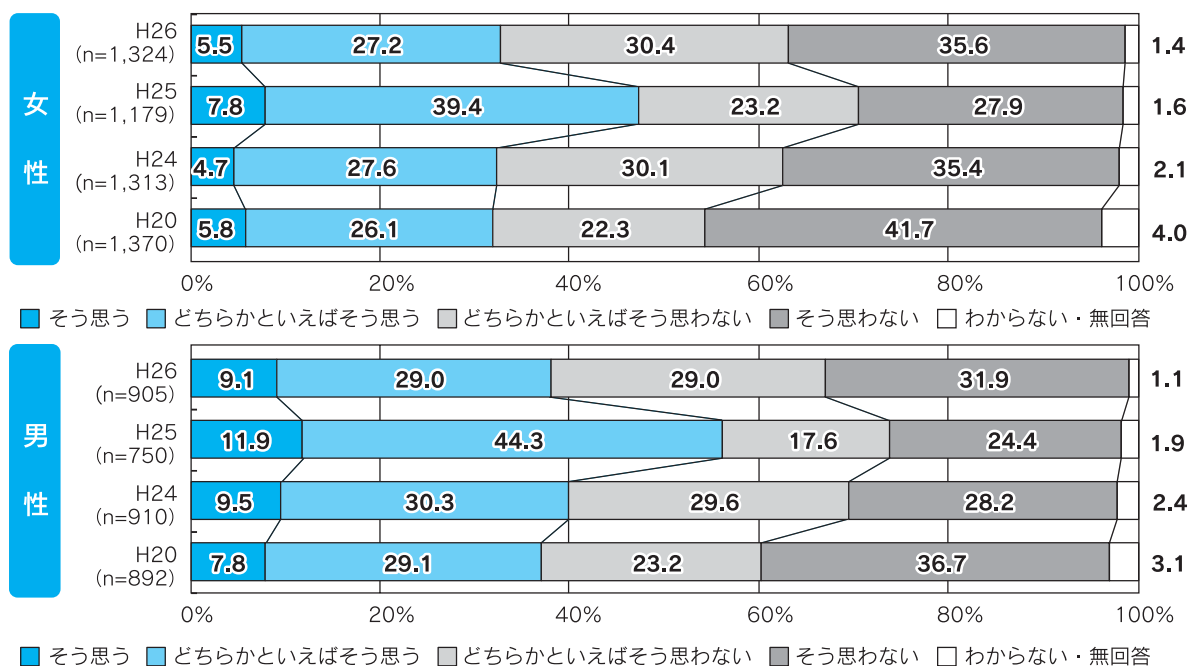
○社会全体で見た場合の男女の地位の平等感



○男女が平等になるために最も重要なこと



○性別による固定的役割分担意識（男は仕事、女は家庭を守るべきである）



基本目標 1 男女平等意識が浸透した社会を目指します

施策の方向 1 男女平等教育の推進

男女平等意識が浸透した社会を目指すには子どもの頃からの男女平等教育が重要であるため、次代を担う子ども達が性別にとらわれず、それぞれの個性と能力を十分発揮できるように成長し、将来を見通して自己形成できるよう、男女平等教育を推進します。また、学校教育、幼児教育、社会教育など、あらゆる教育関係者に対する研修の充実を図ります。

1	具体的施策	具体的施策の内容
	学校教育における男女平等教育の推進	●男女平等の理念に立って教育課程を編成し、教科等の特質や児童生徒の発達段階に応じた男女平等教育を行います。 ●一人ひとりが性別にとらわれず個性を生かすために、中学生向け男女平等教育副読本を改訂するとともに、小中学生向け男女平等教育副読本を積極的に活用します。 ●児童生徒一人ひとりの勤労観・職業観を育てるため、小学校段階から男女共同参画の視点に立ったキャリア教育を推進するとともに、性別にとらわれることなく主体的に進路を選択するため、中学生を対象に出前型キャリアデザインセミナーを実施します。 ●男女が共に家族の一員として役割を果たし、家庭を築いていくことの重要性を認識し、生活に必要な知識・技能を習得させるため、家庭科教育の充実を図ります。 ●学級運営やクラスの係活動における役割分担の見直し、とりわけ中学校における男女混合名簿の採用促進など、学校生活全般に男女平等の視点を取り入れます。
2	教育に携わる者への研修の充実	●教職員は一人ひとりが男女平等教育を実践する必要があることから、市立学校・園の教職員を対象に学校教育における男女平等教育の推進に対する認識を高める研修を実施します。 ●保育所や幼稚園等の幼児教育関係者、公民館長及び主事、社会教育主事など社会教育関係者を対象とした男女共同参画に関する研修を実施します。

施策の方向 2 男女共同参画推進センターを中心とした啓発・学習の全市的展開

市の男女共同参画を推進する拠点施設として、アミカスは市民や企業の啓発、地域活動や市民活動の支援、情報発信などに努めるとともに、更なる機能強化を図ります。

また、男女共同参画の必要性を広く市民が共感できるよう、アミカスを中心に区役所や公民館等とともに地域の取組をサポートし、全市的に広がりのある啓発や学習機会の提供、情報発信を進めます。

	具体的施策	具体的施策の内容
3	男女共同参画推進センターにおける取組の推進	●アミカスにおいて、性別や年齢に関わりなく幅広く市民が男女共同参画の必要性を共感できるよう、市民グループや地域とも連携を図りながら様々な講座・講演会を実施し、広く市民が共感できるように意識啓発及び学習機会の充実を図ります。
4	拠点施設としての支援の充実	●男女共同参画推進の拠点施設として、地域で活動する人を対象とした講座の実施や、市民研修講師である「男女共同参画推進サポーター」、「アミカス寸劇隊」、年間を通じた地域活動に対するアドバイスを行うコーディネーターの地域への派遣、他校区の事例や研修素材、研修講師情報などの情報提供等、地域における男女共同参画の活動を支援します。 - また、男女共同参画の推進に取り組む市民グループの活動に対し、実施経費の一部助成や会場使用料の減免などの支援を行い、市民の幅広い男女共同参画への認識を深めます。
5	区役所、人権啓発センターにおける取組の推進	●区役所において各校区の男女共同参画の取組状況を把握し、校区の実情に応じた男女共同参画を推進する活動が展開されるよう支援します。 ●区役所や人権啓発センター等において男女共同参画の推進に関する講座等を開催します。
6	公民館における取組の推進	●公民館において男女共同参画の推進に関する講座を開催するとともに、市民に学習の場を提供し、地域における男女共同参画の取組を支援します。
7	男女共同参画に関する調査・研究	●市民の男女共同参画に関する意識調査を定期的に行うとともに、企業における男女共同参画状況を把握するため、女性社員の登用や就業環境等の調査（女性労働実態調査）を行い、施策に生かしていきます。 ●アミカスにおいて、社会経済情勢の変化に伴う男女の意識や環境に関するデータ集や、地域での男女共同参画の取組事例を集めたプログラム集を作成し、男女共同参画の研修会での活用等、地域における男女共同参画の推進に生かします。

8

男女共同参画に関する広報
と情報提供

- 市やアミカス、人権啓発センターの広報誌、ホームページ、ソーシャルメディア、新聞、テレビ等の様々な広報媒体を活用して、男女共同参画の必要性を広く市民が共感できるような広報に努めます。また、アミカスや人権啓発センターにおいて、男女共同参画の推進に関する図書、ビデオ・DVD、資料の閲覧・貸出を行うとともに、アミカス図書室と総合図書館との相互貸出により、広く情報提供を行います。
- 出前講座や「男女共同参画推進サポーター」の派遣により、男女共同参画社会基本法、条例及び第3次基本計画の普及啓発を図ります。
また、男女雇用機会均等法やDV防止法、育児・介護休業法、女性活躍推進法など関係法令の周知に努めます。

施策の方向 3 市民等との連携・共働の推進

男女共同参画意識が市民に最も身近な地域で広く浸透するよう、市民の主体的な活動を積極的に支援します。また多様化、複雑化する市民ニーズや地域課題に適切に対応していくため、教育機関、市民団体、NPO、自治組織、企業、報道機関など、多様な主体との連携・共働を進めます。

	具体的施策	具体的施策の内容
9	市民団体、NPO、自治協議会等との連携・共働	●男女共同参画推進に取り組む市民団体等を対象に、アミカスや人権啓発センターで市民による講座・講演会の開催や調査研究活動の企画を公募し、市民団体等の活動を支援するとともに、情報交換や活動発表を行う場の提供を通して、団体間の交流とネットワークづくりを支援します。 ●市民団体、NPO等との情報交換や事業の共催等による連携・共働を進め、多様な主体が持つ専門性や実践的ノウハウを活かし、市民ニーズに対応した取組を進めます。 ●最も身近な暮らしの場である地域において男女共同参画が広く浸透するよう、自治協議会をはじめとする地域の様々な団体との連携・共働を進めます。
10	大学との連携	●女子学生を対象としたキャリアデザイン講座の実施等、大学と連携しながら事業の実施に努めます。 ●中学生を対象とした出前型のキャリアデザインセミナーへの大学からの講師派遣協力による連携を行います。
11	報道機関との連携	●男女共同参画の視点に立った広報物づくりを進めるため、男女共同参画の視点に立った、望ましい表現を用いた行政広報物を作成する留意点をまとめた「表現のガイドライン」等の情報を提供します。 ●男女共同参画に対する社会の意識を高めるため、報道関係者等との連携を図ります。

施策の方向 4 国際理解・交流の推進

男女平等に関する国連の動向や諸外国の女性の状況等について情報提供や学習機会の提供に努め、市民の国際理解を深めるとともに、在住外国人女性の人権が守られ安心して暮らせるよう支援を行います。

	具体的施策	具体的施策の内容
12	男女平等に関する国際理解の推進	●男女共同参画をめぐる諸外国の女性が置かれた実状や支援の現状等について、情報の収集・提供や学習機会の提供を進め、市民の理解を促進します。 ●国際的な相互理解と協力を進めるため、市民グループ等による海外からの講師の招へいや、在住外国人との交流など多文化共生社会の実現に向けた活動を支援します。
13	在住外国人女性への支援	●在住外国人の相談対応や情報提供を行います。 ●在住外国人向けに出産・育児に関する情報を提供します。(外国人母子保健サービスの充実) ●市民団体、NPO等が取り組む人身取引や配偶者等からの暴力等、外国人女性の人権問題に関する活動を支援します。

主な事業 基本目標 1 「男女平等意識が浸透した社会を目指します」

施策の 方向	具体的施策		担 当 局
	事 業		
1 男女平等教育の推進	1 学校教育における男女平等教育の推進		
	小・中学生向け男女平等教育副読本の作成・活用		市民局 教育委員会
	中学生のためのキャリアデザイン啓発事業		市民局
	男女平等の理念に立った教育課程の編成 職場体験学習 家庭科教育の充実 育児の体験学習等 学校生活全体にわたっての見直し		教育委員会
	2 教育に携わる者への研修の充実		
	男女平等教育研修会の実施		教育委員会 市民局
	教頭2年次研修 社会教育関係職員研修会		教育委員会
	保育所職員への研修		こども未来局
	公民館長、公民館主事の研修		市民局
	2 男女共同参画推進センターを中心とした啓発・学習の全市的展開	3 男女共同参画推進センターにおける取組の推進	
男女共同参画講座（男女共同参画基礎講座） 市民グループ活動支援事業		市民局	
4 拠点施設としての支援の充実			
男女共同参画講座（男女共同参画基礎講座） 地域における男女共同参画講座・講演会支援事業 男女共同参画推進サポーター派遣事業 寸劇隊派遣事業 情報提供事業		市民局	
5 区役所、人権啓発センターにおける取組の推進			
校区における主体的な男女共同参画推進活動への支援 区男女共同参画連絡会の活動支援 市民センターにおける男女共同参画講座・講演会		区役所	
人権尊重週間「人権を尊重する市民の集い」 人権総合講座		市民局	
6 公民館における取組の推進			
公民館における男女共同参画学習講座		市民局	
7 男女共同参画に関する調査・研究			
男女共同参画社会に関する市民意識調査 女性労働実態調査 男女共同参画データブックの作成 地域における男女共同参画に関するプログラム集の作成		市民局	

施策の方向	具体的施策		担 当 局
	事 業		
2 男女共同参画・学習の全市的展開 啓発・共同参画推進センターを中心とした	8 男女共同参画に関する広報と情報提供		
	「ユニバーサルデザインに配慮した印刷物作成の手引き」の周知		市長室
	ユニバーサル都市・福岡の推進		総務企画局
	行政広報物におけるガイドラインの周知 市政だよりによる広報 市ホームページでの情報提供 出前講座 インターネットによる広報（アミカスホームページ等） 人材情報の提供 広報啓発紙の発行 アミカス図書室による情報の提供 男女共同参画推進サポーター派遣事業 寸劇隊派遣事業 ココロンセンターだより ラジオ番組「こころのオルゴール」		市民局
	「まなびアイふくおか」による広報		教育委員会
3 市民等との連携・共働の推進	9 市民団体、NPO、自治協議会等との連携・共働		
	市民グループ活動支援事業 地域における男女共同参画講座・講演会支援事業 男女共同参画推進サポーター派遣事業 寸劇隊派遣事業 男女共同参画講座（男女共同参画基礎講座） 人権啓発センター登録団体との共働事業 共創自治協議会事業		市民局
	校区における主体的な男女共同参画推進活動への支援 区男女共同参画連絡会の活動支援		区役所
	10 大学との連携		
	女性のチャレンジを支援する講座（女子学生対象講座）		市民局
	11 報道機関との連携		
	「ユニバーサルデザインに配慮した印刷物作成の手引き」の周知		市長室
	行政広報物における表現のガイドラインの周知 ラジオ番組「こころのオルゴール」		市民局

施策の 方向	具体的施策		担 当 局
	事 業		
4 国際理解・ 交流の推進	12 男女平等に関する国際理解の推進		
	海外の女性情報の収集及び提供 男女共同参画講座のうち、諸外国の状況等をテーマとするもの 市民グループ活動支援事業		市民局
	13 在住外国人女性への支援		
	区役所業務に係る在住外国人窓口案内・相談事業 在住外国人の生活環境整備事業（在住外国人のための日本語学習支援） 外国語版広報印刷物の発行 福岡よかトピア国際交流財団における相談・情報提供		総務企画局
	市民グループ活動支援事業 アミカス日本語クラス		市民局
	外国人母子保健サービス事業 保健師等の訪問指導等における外国語通訳業務 配偶者等からの暴力等、外国人女性の人権問題に取り組む民間支援団体の活動支援		こども未来局

基本目標 2 女性への暴力が根絶され、男女の人権が尊重されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会を目指します

(目指す姿)

配偶者等からの暴力（DV）、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪などあらゆる暴力が根絶され、男女が性別による差別的な取扱いを受けないなど、真に男女の人権が尊重されるとともに、貧困、高齢、障がい等により困難を抱える人が安心して暮らせる社会を目指します。

配偶者等からの暴力（DV）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、被害者の多くは女性です。その背景には、性別による固定的な役割分担意識、男女間の社会的地位や経済的格差等があります。平成26年度の内閣府の男女間における暴力に関する調査によると、女性の約4人に1人は「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれかを一つでも受けたことがあると答え、約10人に1人は何度も被害を受けたことがあると答えています。

一方、平成25年度の市男女共同参画社会に関する意識調査では、配偶者等からの暴力を受けた際に実際に取った行動は、「がまんした」割合が最も高く（女性43.8%、男性48.7%）、さらに、相談できる窓口を「知らない」と答えた人が14.6%（女性14.8%、男性14.3%）であり、市民への啓発・広報にあたっては、より効果的な方法や内容により行う必要があります。また、DVによる被害者・加害者を生まないためには、若年層に対する啓発が重要であり、子どもの発達段階に応じた教育が求められています。

これまで、配偶者暴力相談支援センターを中心とした相談体制を整備し、被害者の置かれた状況等に応じて保護や、就業の促進、住宅の確保、医療保険・国民年金の手続、その他自立に向けた支援に取り組んできたところですが、今後、関係機関と連携協力の下、相談体制をさらに充実させ、被害者の保護から自立支援まで被害者の立場に立った切れ目のない支援に一層取り組んでいく必要があります。

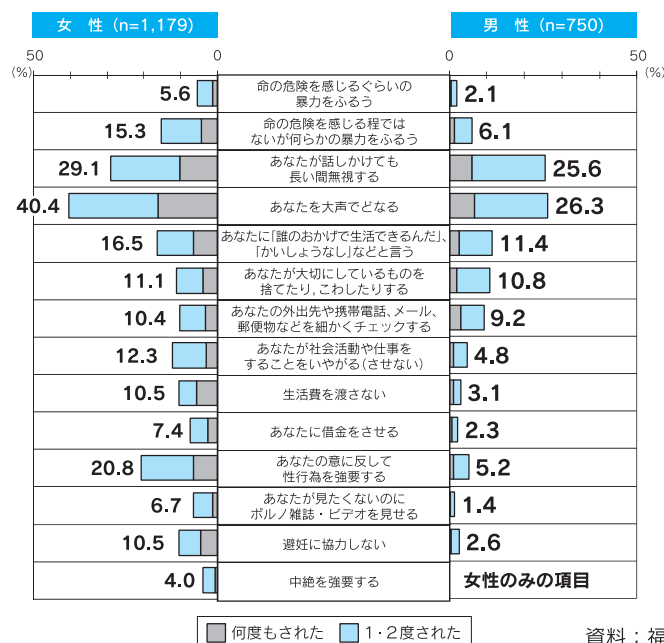
セクシュアル・ハラスメントについては、引き続き啓発や被害者支援を進め、働く女性が妊娠・出産・育児休業等を理由に受けるマタニティ・ハラスメント防止の啓発にも取り組む必要があります。また、性犯罪の防止及び被害者支援、DVと関連が深い児童虐待、インターネットや携帯電話を介した性被害、思春期の性発達段階に応じた教育や子どもの人権問題などについても幅広く取り組んでいく必要があります。

生涯を通じて健康を保持し、いきいきと元気に暮らすためには、性差などを踏まえた心身及び健康についての正確な知識・情報の提供、生活習慣病予防や各種検診の推進を図るとともに、さらに、女性の就業者の増加や平均寿命の伸長等に伴い多様化している女性の健康問題への対応が求められます。また、固定的性別役割分担意識や長時間労働等の社会的慣行から男性も生きづらさを抱えており、心の病気や男性に多く見られる自殺の問題等にも社会全体で取り組む必要があります。

また、家事や子育て、介護は主に女性が担っているのが現状であり、男女ともに非正規雇用労働者が増加する中、女性は、より正規労働に就きにくく生活上の困難に陥りやすい状況にあります。ひとり親家庭等への支援をはじめ、他機関と連携しながら就労支援や能力向上機会の提供等を行っていく必要があります。

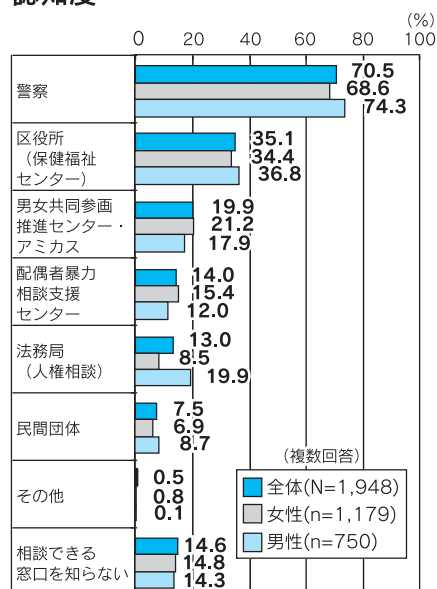
また、高齢者・障がい者・外国人・性的マイノリティであること等を理由として困難な状況に置かれている人々が安心して暮らすことができるよう、人権尊重の観点からの配慮が必要です。

○恋人、配偶者、パートナーから暴力を受けた経験について

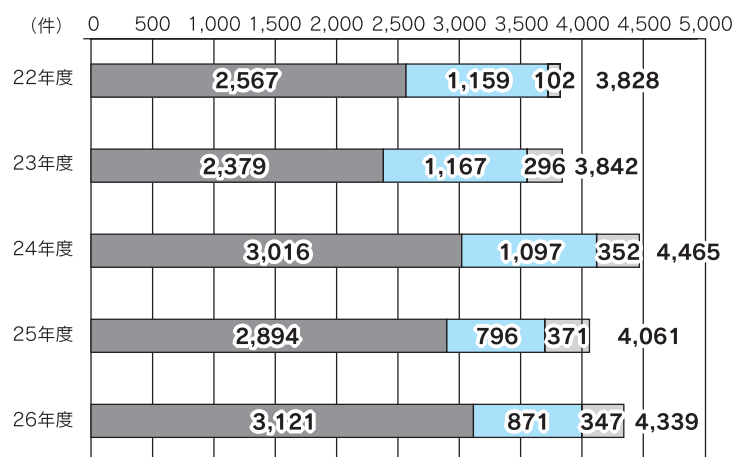


資料：福岡市 平成25年度男女共同参画社会に関する意識調査

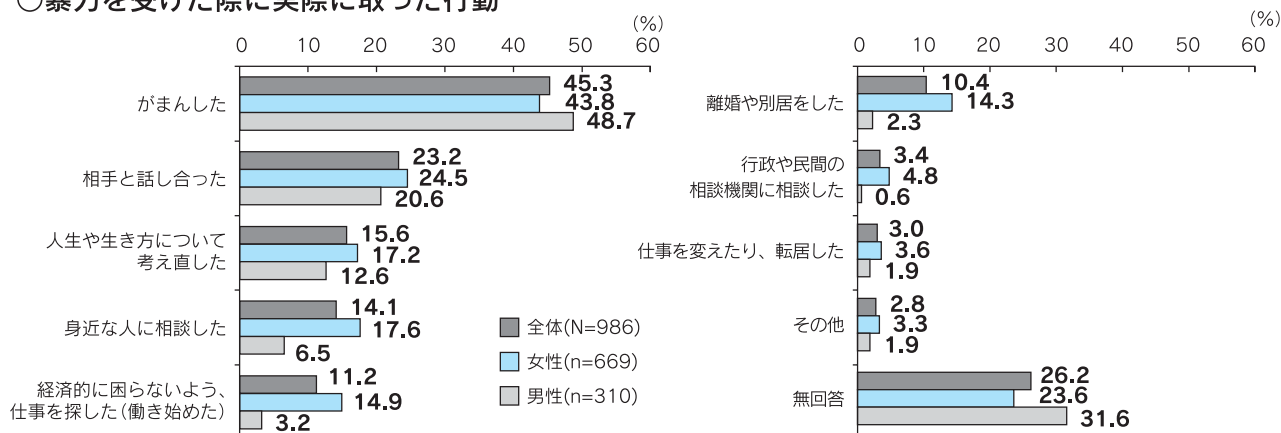
○恋人、配偶者、パートナーからの暴力について相談できる窓口の認知度



○アミカス相談室・各区家庭児童相談室・配偶者暴力相談支援センターに寄せられたDV相談件数の推移

注：配偶者暴力相談支援センターは平成22年12月から。
資料：市民局事業推進課、こども未来局こども家庭課

○暴力を受けた際に実際に取った行動



資料：福岡市 平成25年度男女共同参画社会に関する意識調査

基本目標 2 女性への暴力が根絶され、男女の人権が尊重されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会を目指します

施策の方向 1 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護

〔福岡市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画〕

配偶者等からの暴力（DV）を防止し、被害者の早期発見、早期対応を図るため、暴力防止のための広報・啓発を進めるとともに、相談窓口の周知を図ります。また、配偶者暴力相談支援センターをはじめとする関係機関が連携して相談対応、保護、自立支援まで被害者の立場に立った切れ目のない支援に取り組みます。

	具体的施策	具体的施策の内容
14	配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発	● 配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという認識を深め、暴力を防止するため、様々な機会をとらえて意識啓発を進めます。 ● 被害者の早期発見・早期対応につなげるよう相談窓口の周知を図ります。 ● 配偶者等からの暴力による被害者・加害者を生まないために、子どもの発達段階に応じた教育に取り組みます。 ● 国、自治体、民間団体が行う被害者支援及び加害者対策等の取組について調査、情報収集を行います。
15	相談体制の充実	● 被害者にとって身近な相談機関として、配偶者暴力相談支援センターや各区保健福祉センター、男女共同参画推進センター・アミカスなどの機関が連携し、複雑かつ多岐にわたる相談に対応するよう相談体制の充実を図ります。 ● 被害者の状況が深刻にならないよう、被害者を発見しやすい立場にある機関・団体に対して配偶者等からの暴力についての理解を促進し、連携して被害者の早期発見に努めます。 ● 配偶者等からの暴力のある家庭に育つ子どもについて、こども総合相談センターなどの関係機関と連携して対応します。 ● 在住外国人の被害者に対し通訳を派遣するなど、民間団体と連携して被害者支援を充実します。 ● 高齢や障がいのある被害者に対し、地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センターなどの関係機関と連携して対応します。 ● 相談や支援にかかわる職員に対して研修を行い専門性の向上を図るとともに、二次被害（被害者に対する不適切な対応により被害者がさらに傷つくこと）を防止し、被害者の立場に立った相談対応に取り組みます。 ● 相談員のメンタルヘルスに配慮します。

	具体的施策	具体的施策の内容
16	保護体制の充実	●被害者の安全確保を最優先し、配偶者等からの暴力による危険が急迫している被害者及び同伴の子どもに対して、適切な一時保護を行います。 ●安全確保及び一時保護にあたっては、県や警察と連携して対応します。 ●シェルターを運営する民間支援団体の活動を支援します。
17	被害者の自立のための支援	●被害者及び同伴の子どもが安全で安心して生活できるよう、住居、就業、法的制度、心理的ケア等の施策について情報提供や支援を行います。 ●市営住宅、児童福祉、母子父子寡婦福祉、医療保険、年金、生活保護等の各種制度を適切に活用して被害者の自立を支援します。 ●被害者やその家族、支援者等の関係者の安全を図るため、被害者に関する情報管理を徹底します。
18	関係団体との連携	●相談や支援に関わる国、県、民間団体及び市の関係各課による連絡会議や情報交換等を行い、被害者支援のための連携を進めます。 ●子どもに対する支援にあたっては、要保護児童支援地域協議会との連携を図ります。

施策の方向 2 セクシュアル・ハラスメント等及び性犯罪の防止

職場や教育現場におけるセクシュアル・ハラスメント等を防止するため、相談窓口の周知や対応策の情報提供を行うとともに、企業や市民に対する啓発活動を進めます。また、相談や支援にかかわる職員の専門性の向上を図り、被害者の立場に立った相談対応に努めます。

性犯罪被害を防止するため、広報・啓発を行います。また、犯罪被害者を支援するため、相談窓口の周知に努めます。

	具体的施策	具体的施策の内容
19	セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた広報・啓発	●セクシュアル・ハラスメント等の防止について理解を促進するため、企業や市民に対して啓発を進めるとともに、相談窓口や対応策について情報提供を行います。
20	市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止	●市職員への研修の充実及び相談窓口の周知を図ります。
21	教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止	●学校現場における教職員間、教師と児童・生徒間のセクシュアル・ハラスメントを防止するための研修や相談体制の充実を図ります。
22	相談の充実	●セクシュアル・ハラスメントに関する相談や支援にかかわる職員に対して研修を行い、専門性の向上を図り、被害者の立場に立った相談対応に取り組みます。
23	性犯罪被害の防止及び犯罪被害者への支援	●防犯出前講座の実施等により、性犯罪被害を未然に防止するための広報・啓発を行います。 ●相談窓口の周知に努めます。 ●福岡市及び福岡県、北九州市が共同で運営している「性暴力被害者支援センター・ふくおか」により、犯罪被害者の支援に取り組みます。

施策の方向 3 生涯にわたる健康支援

思春期の子どもに対する相談体制を充実するとともに、思春期の子どもが正しい保健や性に関する知識を持てるよう、発達段階に応じた教育を実施し、意識啓発を進めます。

市民や企業に対し母性の社会的重要性について広く啓発を行うとともに、妊産婦に対する健康診査や育児不安の高い時期の相談支援など出産前から後まで一貫した保健サービスの充実を図ります。

人生の各段階に応じた健康の保持増進のため、相談機能の充実を図り、市民の健康づくりの支援に取り組みます。

	具体的施策	具体的施策の内容
24	青少年に対する支援、意識啓発	●思春期の子どもに対する相談体制を充実するとともに、思春期の子どもが正しい保健や性に関する知識を持てるよう発達段階に応じた、エイズや性感染症、喫煙、飲酒、薬物乱用防止のための教育や健康教育を実施します。また、教職員への研修の充実を図ります。
25	母性の社会的重要性に関する認識の浸透	●市民や企業に対して、次世代へ生命を受け継ぐという社会的に重要な役割を担う母性の保護の必要性についての認識を広く浸透させる啓発を行います。
26	妊娠・出産に関する健康管理の支援	●母親が安心して出産し、子どもが健やかに生まれ育つために、出産前から出産後まで一貫した保健対策を実施します。特に、妊婦の健康管理のための妊婦健康診査や育児不安の高い時期の相談支援など、妊産婦に対する保健サービスの充実に努めます。 ●子どもを望む夫婦の不妊治療に関する経済的支援や相談体制の充実を進めます。
27	ライフステージに応じた心身の健康管理の支援	●人生の各段階に応じた健康の保持増進のため、各種健康診査の受診を推進するとともに、健康づくりサポートセンターや区保健福祉センターにおいて、市民が自分に適した健康づくりを実践できるよう施策の充実を図ります。 ●区保健福祉センター、精神保健福祉センターにおいて、心の健康に関する相談体制を充実し、ライフステージに応じたメンタルヘルスやストレス対策を含めた市民のこころの健康づくりに取り組みます。

施策の方向 4 貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

ひとり親家庭等で困難を抱える方への相談体制の充実や就業支援に取り組みます。

高齢者や障がい者等、様々な困難を抱える人々が安心して暮らせるよう支援するとともに、市民の理解を深めるために啓発等に取り組みます。

	具体的施策	具体的施策の内容
28	ひとり親家庭等への支援の充実	●ひとり親家庭に対する相談体制の充実に努めるとともに、関係機関とのネットワークづくりを行い連携を強化します。 ●ひとり親家庭支援センターにおいて実施する講座等の充実や職業安定所等との密接な連携により就業を支援するとともに、子育てと仕事の両立など、自立に向けた生活の支援に取り組みます。 ●ひとり親家庭等に対し、子育てにかかる経済的負担を軽減するための支援等を行います。
29	高齢者、障がい者等が安心して暮らすための支援	●区地域保健福祉課、いきいきセンターふくおか（地域包括支援センター）において、高齢者の権利擁護についての相談・支援を行います。 ●単身高齢者、認知症の人及び障がい者等への生活支援体制を充実させるため、成年後見制度の活用促進、高齢者及び障がい者虐待や消費者被害の防止に関する諸制度の活用による支援を進めます。 ●障がい者基幹相談支援センター（虐待防止センター）が配偶者暴力相談支援センターや区家庭児童相談室等関係機関と密接に連携し、相談支援の充実等に取り組みます。 ●性同一性障がいを理由として困難な状況に置かれている人々について、電話相談を行います。 ●人権を尊重し多様性を認め合う社会となるよう、講演会や講座などを開催し、啓発に取り組みます。
30	経済的な困難を抱えた人の自立支援	●生活自立支援センターにおいて、経済的に困窮した方からの相談を受け、各種関係機関と連携しながら経済的な自立を支援します。

主な事業 基本目標 2 「女性への暴力が根絶され、男女の人権が尊重され、 とともに、誰もが安心して暮らせる社会を目指します」

施策の 方向	具体的施策		担 当 局
	事 業		
1 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護	14	配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発	
		講座・講演会等による配偶者からの暴力防止に関する啓発	市民局 こども未来局
		市政だよりやホームページ等を活用した広報、啓発	こども未来局
		高校生等の若年層に向けたデートDV（交際相手からの暴力）に関する教育啓発	こども未来局 教育委員会 市民局
		相談窓口情報を掲載したカード、リーフレットの作成、配布	こども未来局 市民局
		国、自治体、民間団体等が行う被害者支援及び加害者対策等の取組について調査、情報収集	こども未来局
	15	相談体制の充実	
		配偶者暴力相談支援センターにおける相談	こども未来局
		区子育て支援課・家庭児童相談室における相談	こども未来局 区役所
		アミカス相談室における相談 男性のための相談ホットラインによる相談	市民局
		区保健福祉センターや精神保健福祉センターにおける精神保健相談	保健福祉局
		法的助言が必要な被害者に対する法律相談	市民局 こども未来局
		保護命令申立てについての情報提供、手続き支援	こども未来局 区役所
		被害者の情報保護及び各制度の適切な運用 住民基本台帳、児童手当、児童扶養手当、税務、 国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金、選挙人名簿、 就学、保育等の制度	財政局 市民局 こども未来局 保健福祉局 区役所 教育委員会 選挙管理委員会
		配偶者等からの暴力に関する相談機関とこども総合相談センターの連携による被害者の子どもの支援	こども未来局 区役所
		高齢者や障がい者施策関係機関との連携による相談対応	保健福祉局 区役所
		外国人からの相談対応（民間支援団体や国際交流関係団体等との連携による相談対応、通訳確保の検討）	総務企画局 こども未来局 区役所
		被害者の早期発見のため、医療・保健・福祉・教育・保育関係者に対する啓発と連携	こども未来局 保健福祉局 教育委員会
		相談員研修の充実	市民局 こども未来局
		配偶者等からの暴力相談・支援に関わる職員に対する研修の推進	こども未来局
		相談員連絡会議における情報交換等による連携強化	市民局 こども未来局
		共通相談シート等の活用による相談窓口の連携強化 相談対応マニュアルの作成	こども未来局

施策の 方向	具体的施策		担 当 局
		事 業	
1 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護	16 保護体制の充実	危険が急迫している場合の被害者及び同伴の子どもの安全確保及び一時保護	こども未来局 区役所
		被害者が高齢者、障がい者の場合、福祉施策を活用した安全確保及び一時保護	保健福祉局 区役所
		被害者及び同伴の子どもの安全確保及び一時保護の際の県や警察との連携	こども未来局 区役所
		シェルターを運営する民間支援団体の活動支援	こども未来局
	17 被害者の自立のための支援	市営住宅入居における優遇措置及び一時使用制度の利用	住宅都市局
		ステップハウス（被害者が自立に向けた準備をするための居住施設）事業の検討	こども未来局
		ひとり親家庭支援センターにおける就業支援の利用（就業支援講習会、就業相談、無料職業紹介、自立支援プログラム策定事業）	こども未来局
		アミカスにおける就業支援の利用（女性の就職を支援する講座、就職相談、資格取得・技能習得講座）	市民局
		公共職業安定所、職業訓練制度等の就業支援についての情報提供	こども未来局 区役所
		母子生活支援施設、児童手当、児童扶養手当、ひとり親家庭自立支援給付金事業、母子父子寡婦福祉資金貸付事業、生活保護等の制度の活用	こども未来局 保健福祉局 区役所
		被害者の情報保護及び各制度の適切な運用 住民基本台帳、児童手当、児童扶養手当、税務、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金、選挙人名簿、就学、保育等の制度	財政局 市民局 こども未来局 保健福祉局 区役所 教育委員会 選挙管理委員会
		法的助言が必要な被害者に対する法律相談	市民局 こども未来局
		保護命令申立てについての情報提供、手続き支援	こども未来局 区役所
		区保健福祉センターにおけるカウンセリング機関についての情報提供、助言	保健福祉局 区役所
		心理的ケアが必要な被害者に対するカウンセリング アミカスDV被害者支援のためのグループワーク	市民局
		配偶者等からの暴力に関する相談機関とこども総合相談センターの連携による被害者の子どもの支援	こども未来局 区役所
		被害者が高齢者、障がい者の場合、福祉施策を活用した支援	保健福祉局 区役所
		被害者が外国人の場合、民間支援団体や国際交流団体との連携による支援	総務企画局 こども未来局 区役所
	18 関係団体との連携	福岡市女性に対する暴力防止連絡会議による国、県、民間団体等との連携	こども未来局
		相談や支援に関わる庁内関係各課の連絡会議や情報交換による支援	
		被害者を支援する民間団体への支援と連携	

施策の 方向	具体的施策		担 当 局	
	事 業			
2 セク シ ュ ア ル ・ ハ ラ ス メ ン ト 等 及 び 性 犯 罪 の 防 止	19	セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた広報・啓発		
		「働くあなたのガイドブック」の発行	経済観光文化局	
	20	市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止		
		相談窓口	総務企画局 消防局 水道局 交通局 教育委員会 選挙管理委員会 人事委員会 監査事務局 農業委員会 議会事務局	
		人権研修 公務員倫理研修 職場研修支援	総務企画局	
		セクシュアル・ハラスメント防止研修	交通局	
	21	教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止		
		セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修	教育委員会	
	22	相談の充実		
		アミカス相談室 人権啓発相談室	市民局	
		教育実習生に対するセクハラ相談窓口	教育委員会	
23	性犯罪被害の防止及び犯罪被害者への支援			
		性犯罪抑止啓発事業 犯罪被害者対策	市民局	
	3 生 涯 に わ た る 健 康 支 援	24	青少年に対する支援、意識啓発	
		思春期相談 思春期ひきこもり等相談事業 女の子専用相談電話	こども未来局	
	性感染症予防対策	保健福祉局		
	性教育の手引きに基づく指導 性に関する指導者研修会の開催 情報モラル教育の推進	教育委員会		
25	母性の社会的重要性に関する認識の浸透			
		マタニティスクール 働くママとパパのマタニティスクール	こども未来局	
		「働くあなたのガイドブック」の発行	経済観光文化局	

施策の方向	具体的施策		担 当 局
		事 業	
3 生涯にわたる健康支援	26	妊娠・出産に関する健康管理の支援	
		妊婦健康診査 産後サポート事業 母子巡回健康相談 母親の心の健康支援事業 特定不妊治療費助成事業	こども未来局
		妊婦歯科健康診査	保健福祉局
	27	ライフステージに応じた心身の健康管理の支援	
		子宮頸がん検診、マンモグラフィによる乳がん検診 健康教育・健康相談 健康づくりサポートセンター事業 精神保健相談及びうつ病予防対策 心の健康づくり事業 依存症・ひきこもり等専門相談	保健福祉局
		健康管理の支援のための講座 アミカス相談室	市民局
		性教育の手引きに基づく指導 性に関する指導者研修会の開催	教育委員会
	28	ひとり親家庭等への支援の充実	
		区子育て支援課・家庭児童相談室における相談 区家庭児童相談室相談員研修	こども未来局
		民生委員・児童委員、主任児童委員研修	こども未来局 保健福祉局
		アミカス相談室	市民局
		ひとり親家庭等医療費助成事業	保健福祉局
		ひとり親家庭等日常生活支援事業 ひとり親家庭支援センター事業 ひとり親家庭就業支援事業 就業支援講習会（ひとり親家庭支援センター） ひとり親家庭自立支援給付金事業 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 児童扶養手当	こども未来局
		就学援助	教育委員会
		市営住宅におけるひとり親家庭優遇措置	住宅都市局
	29	高齢者、障がい者等が安心して暮らすための支援	
		いきいきセンターふくおか運営 成年後見制度利用支援事業 障がい者基幹相談支援センター（虐待防止センター） 性同一性障がいの専門電話相談（精神保健福祉センター）	保健福祉局
		人権総合講座（人権啓発センター） 市民グループ活動支援事業（アミカス）	市民局
	30	経済的な困難を抱えた人の自立支援	
		福岡市生活自立支援センターにおける相談	保健福祉局

基本目標3 仕事と生活の調和を実現できる社会を目指します

(目指す姿)

長時間労働など従来の働き方を見直すことにより、互いに責任を分かち合いながら、家事・育児・介護等へ参画し、地域活動や自己啓発など多様な選択のもとに、仕事と生活の調和が図られた、男女がともに暮らしやすい社会の実現を目指します。

男女が仕事上の責任を果たしながら、人生の各段階に応じ、多様な選択ができるように仕事と生活を調和させることは、人口減少と少子高齢化の同時進行、雇用情勢の変化、グローバル化の進展等により、社会経済情勢が急速に変化する中で、将来にわたり持続可能で、多様性に富んだ活力ある社会を構築するために重要な課題です。

総務省「労働力調査」等によると、平成9年に「共働き世帯」数が「妻が無業の世帯」数を超え、その後差が広がり、現在は約6割となっています。雇用形態も多様化する中で、働き盛りの男性の多くは、依然として長時間労働、仕事中心の生活で、家事・育児等に関わる時間が短く、また育児休業の取得率も極めて低い状況です。その一方で、女性には家事・育児等の役割が偏り、結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性が多く、女性の年齢階級別就業率におけるいわゆるM字カーブは解消されていません。(※59ページ参照)

平成25年度の市男女共同参画社会に関する意識調査においても、仕事や家庭生活など複数の活動をバランス良く行いたいと希望する人の割合は男女共に高くなっているものの、実際には、男性は仕事、女性は家庭生活を優先している人の割合が高いという結果が見られました。

働きたい女性が仕事と子育て・介護等への二者択一をせまられることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、長時間労働の削減等による働き方改革等の推進による、ワーク・ライフ・バランス及び多様で柔軟な働き方の実現を図る必要があります。

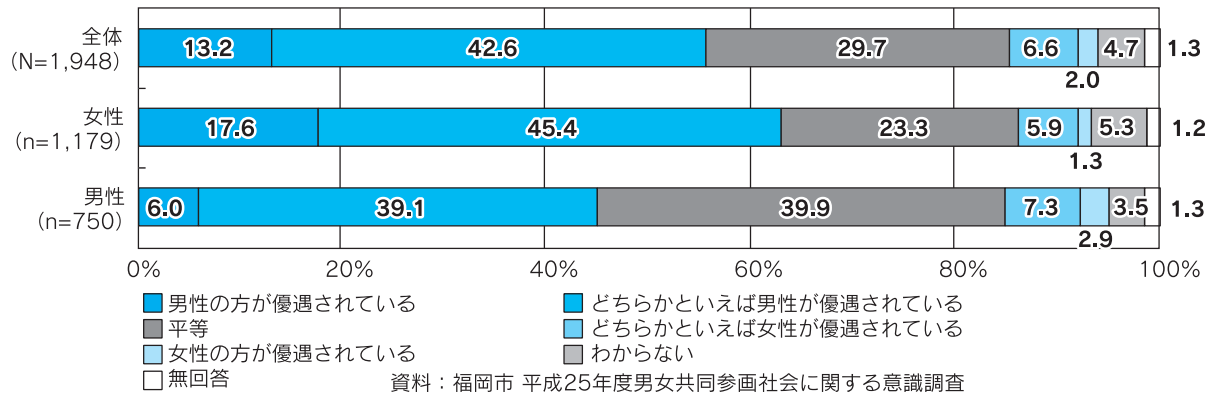
平成26年度の市女性労働実態調査では、ワーク・ライフ・バランスについて市内事業所の認知度は58.8%と、5年前(57.1%)と比較しても1.7ポイントの増にとどまっており、まだ低いのが現状です。また、ワーク・ライフ・バランスに取り組む必要がある、どちらかといえばあると答えた事業所は58.5%となっています。

企業にとって、ワーク・ライフ・バランスの推進が、生産性や従業員満足度の向上、優秀な人材の確保等に繋がり、企業の持続的発展のためにも必要不可欠な経営戦略であることについて、さらに理解を深めていく必要があります。

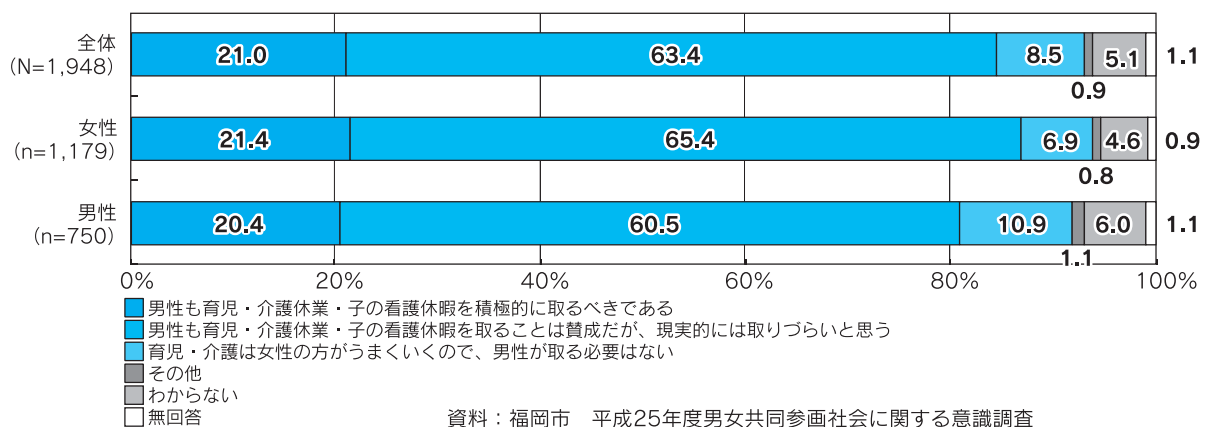
併せて、男女ともに根強く残る固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画が女性だけの問題ではなく男性にとっても、また企業や社会全体にとっても重要であるという意識を浸透させることも必要です。

今後、社会全体で子育てを支援する環境づくりのための施策、高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けられる介護支援策や、介護をする人の離職の防止のための施策など、多様なニーズに対応し、育児や介護と仕事を両立するための基盤づくりが求められています。

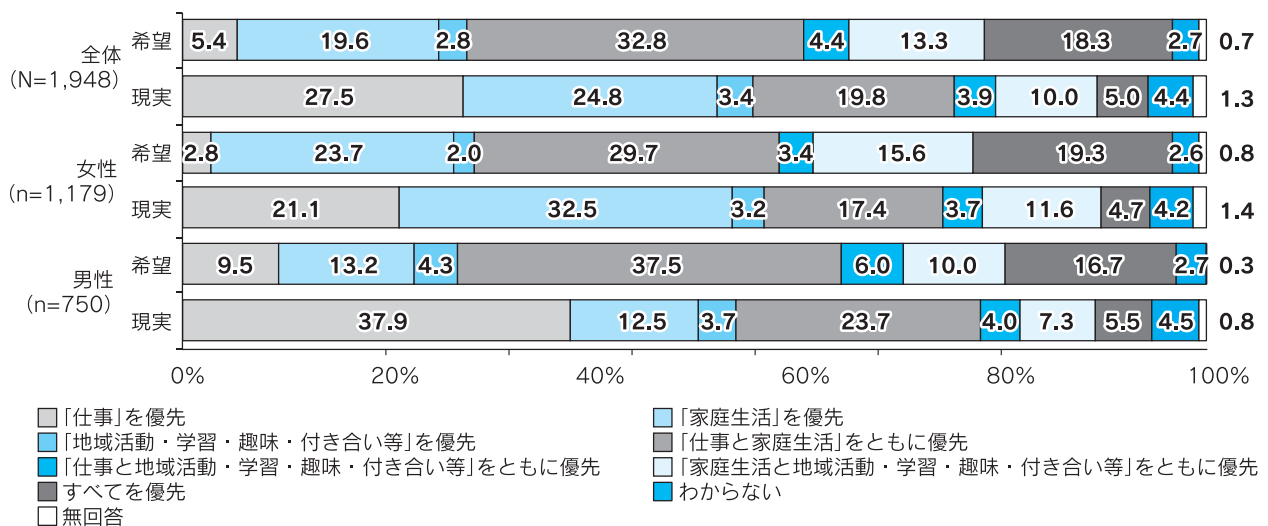
○家庭生活における男女の地位の平等感



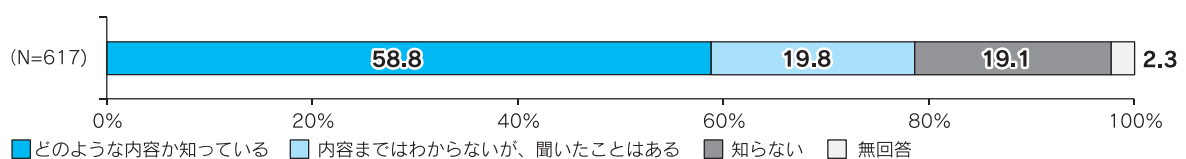
○男性が育児休業・介護休業・子の看護休暇を取得することについて



○仕事と生活などの優先度に関する希望と現実



○「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度（事業所）



基本目標3

仕事と生活の調和を実現できる社会を目指します

[福岡市働く女性の活躍推進計画]

施策の方向 1

仕事と生活の調和
(ワーク・ライフ・バランス) の推進

長時間労働の削減や労働生産性の向上など働き方改革を進めることや、男性の育児休業の取得促進、ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の導入の重要性等について関係機関と連携して周知していくとともに、企業等におけるワーク・ライフ・バランスを実現するための取組が推進されるよう支援を行います。

	具体的施策	具体的施策の内容
31	企業等への啓発及び取組支援	●企業の経営者等に対し、長時間労働の削減等、働き方改革を進めることが企業の業績改善につながることを周知するとともに、テレワーク等の多様で柔軟な働き方などの普及・啓発を行います。 ●女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が努力義務となっている労働者が300人以下の企業を対象に、計画策定を支援するとともに、社会貢献優良企業優遇制度の認定基準に、新たに長時間労働の削減など働き方改革の視点を追加するなど、ワーク・ライフ・バランス推進に向けた企業の取組を促進します。 ●毎月1～7日を「「い～な」ふくおか・子ども週間」とし、個人や企業、地域コミュニティなどが、それぞれの立場で子どもたちのためにできることに取り組み、社会全体で子どもたちをバックアップする運動の普及啓発に取り組みます。
32	育児・介護休業制度等に関する広報と情報提供	●国・県と連携して育児・介護休業法や労働基準法について、広報・啓発、情報提供に努めます。
33	仕事と生活の調和のとれた生き方の普及	●ワーク・ライフ・バランスに関する講座・講演会の実施や、ワーク・ライフ・バランスをテーマに活動する市民グループを支援するなど、仕事と生活の調和に対する市民の認知度を高め、男女共に仕事と生活の調和がとれた生活の普及促進に努めます。
34	市役所における意識啓発	●すべての職員が職業生活と家庭生活の両立を実現できるよう福岡市特定事業主行動計画に基づく職業生活と家庭生活の両立支援施策を推進するとともに、研修等を通じた意識啓発に取り組みます。

施策の方向 2 男性の家庭・地域への参画促進

男性、こども、若年層等を含め、あらゆる人が男女共同参画の必要性に共感できるよう情報発信を進めるなど、市民的広がりを持った広報・啓発活動に努め、特に男性が共感できる男女共同参画を推進するための啓発に取り組みます。

また、男女の固定的性別役割分担意識を解消し、男性が家事・育児・介護等の家庭生活や地域活動に積極的に参画できるよう、啓発や支援に努めます。

	具体的施策	具体的施策の内容
35	男性への意識啓発と、家庭生活や地域活動への参画促進	●固定的性別役割分担意識が解消されていないことが男性の長時間労働や、育児休業取得の障害につながっており、男性自身のワーク・ライフ・バランスも阻害する要因になっていることや、男女共同参画の必要性について、男性にも共感できるよう意識啓発に努めます。 ●男性の家事・育児・介護等への参画についての社会的気運を醸成するため長時間労働の削減など、働き方の見直しを促進するとともに、アミカスや地域など様々な場における男性自身の意識啓発を目的とした講座や父子を対象とした講座の実施、情報の提供など、男性の家庭生活や地域活動への参画を促進する取組を進めます。 ●地域活動、ボランティア、NPO活動などへの男性の参画を促進するための啓発を進めます。特に、シニア世代の男性が豊富な経験を活かして地域活動に参画し、生きがいのある生活が送れるよう支援します。
36	生活的自立のための様々な学習機会の提供	●生活面での自立に必要な基礎的な生活技術を習得できる学習機会を提供するとともに、健全な食生活のための食育の推進に取り組みます。
37	男性相談の充実	●男性が抱える様々な問題に対応するため、アミカスの男性のための相談ホットラインなど男性相談の充実を図ります。

施策の方向 3 子育て・介護支援の充実

保育サービスの充実など子育て支援の拡充や、介護保険サービスの充実を図るなど、誰もが安心して仕事と育児や介護を両立できる環境を整備し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた基盤づくりを進めます。

	具体的施策	具体的施策の内容
38	多様なニーズに対応した保育サービス等の充実	● 質の高い教育・保育を確実に提供するため、保育所等の整備を推進し、子育てと仕事の両立を支援するとともに、延長保育や病児保育など多様な保育サービス等の充実を図ります。
39	子育て支援の充実	● 地域で子どもを見守り育む環境づくりを進めるなど、社会全体で子育てを支援する環境づくりに取り組みます。また、託児付での事業実施や、子育てをテーマとした講座を開催し、子育て中の男女の支援に努めます。 ● こども総合相談センターを核に、児童虐待防止や子どもを取り巻く様々な問題に対する相談・支援に取り組むとともに、こども総合相談センターの機能の充実を図ります。あわせて子どもや子育てに関する不安や悩みを気軽に相談できるよう区役所における相談体制についても充実・強化を図ります。 また、民生委員・児童委員や主任児童委員をはじめ、地域と連携し、より身近な地域レベルでの相談支援体制を充実・強化します。
40	介護支援の充実	● 高齢者が住み慣れた地域や家庭で、安心して暮らし続けられるよう、地域における身近な総合相談機能の充実に努めるとともに、介護予防を推進し、自宅での自立支援や介護者の負担軽減を図ります。 ● 障がいのある方の多様化するニーズに対応するため、保健・医療・福祉・教育の連携により、地域での自立した生活を支える施策を推進します。 ● 働く人が仕事と介護の両立に関する必要な情報やアドバイスが得られるよう、平日の仕事帰りや休日に相談・支援を行います。

主な事業 基本目標3 「仕事と生活の調和を実現できる社会を目指します」

施策の 方向	具体的施策		担 当 局
	事 業		
1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	31	企業等への啓発及び取組支援	
		一般事業主行動計画策定支援セミナー 女性活躍の「見える化」サイトの創設 社会貢献優良企業優遇制度（次世代育成・男女共同参画支援事業） アミカス企業向け講演会	市民局
		市民や企業と共働した子育て支援	こども未来局
	32	育児・介護休業制度等に関する広報と情報提供	
		「働くあなたのガイドブック」の発行	経済観光文化局
		働く人の介護サポートセンター事業	保健福祉局
	33	仕事と生活の調和のとれた生き方の普及	
		男女共同参画講座のうち、ワーク・ライフ・バランスをテーマとするもの 広報啓発紙の発行	市民局
	34	市役所における意識啓発	
		ワーク・ライフ・バランスに関する研修 福岡市特定事業主行動計画に基づく職業生活と家庭生活の両立支援策の推進	総務企画局
2 男性の家庭・地域への参画促進	35	男性への意識啓発と、家庭生活や地域活動への参画促進	
		男女共同参画講座のうち、主に男性を対象とするもの 市民グループ活動支援事業	市民局
		市民や企業と共働した子育て支援	こども未来局
		共創自治協議会事業 公民館における男女共同参画学習講座のうち主に男性を対象とするもの	市民局
		校区における主体的な男女共同参画推進活動への支援 区男女共同参画連絡会の活動支援	区役所
	36	生活的自立のための様々な学習機会の提供	
		男女共同参画講座のうち、主に男性を対象とするもの 公民館における男女共同参画学習講座のうち主に男性を対象とするもの	市民局
	37	男性相談の充実	
		男性のための相談ホットライン	市民局

施策の 方向	具体的施策		担 当 局
	事 業		
3 子 育 て ・ 介 護 支 援 の 充 実	38 多様なニーズに対応した保育サービス等の充実		
	子育て支援短期利用事業（子どもショートステイ） 病児・病後児デイケア事業 延長保育、一時保育、休日や夜間の保育、障がい児保育 保育所等の整備 一時預かり事業 子育て支援コンシェルジュ 留守家庭子ども会事業		こども未来局
	39 子育て支援の充実		
	公民館における主催事業の実施（乳幼児ふれあい学級・子育てサポーター養成講座）		市民局
	地域子ども育成事業 地域子育て交流支援事業 子どもプラザ ファミリー・サポート・センター事業 区子育て支援推進事業		こども未来局
	子育て支援に関する主催事業		区役所（城南）
	児童虐待防止事業 区子育て支援課・家庭児童相談室における相談 区における虐待防止等強化事業 子ども虐待防止活動推進委員会による活動 要保護児童支援地域協議会等による支援 児童家庭支援センター事業 街頭指導		こども未来局
	アミカスにおける託児の実施 アミカス BOOK タイム 男女共同参画講座のうち、子育てをテーマとするもの 市民グループ活動支援事業		市民局
	市民や企業と共働した子育て支援 留守家庭子ども会事業 こども総合相談センター総合相談事業		こども未来局
	バリアフリーのまちづくり推進		保健福祉局
	公共交通バリアフリー化促進事業（鉄道駅） 公共交通バリアフリー化促進事業（ノンステップバス） 市営住宅における子育て世帯優遇措置		住宅都市局
	40 介護支援の充実		
	介護保険事業 地域支援事業及び要援護高齢者の在宅支援サービス 地域包括支援センター事業 ふれあいネットワーク ふれあいサロン 働く人の介護サポートセンター事業		保健福祉局

基本目標 4 働く場において男女が対等に参画し、女性が活躍できる社会を目指します

(目指す姿)

企業において女性活躍推進の取組が進み、働く場における男女の均等な機会と待遇が確保されるとともに、働きやすい職場環境がつくられ、男女がその能力を十分に発揮することで企業活動も活性化し、活力ある社会となることを目指します。

女性の働き方についての考え方は、平成25年度の市男女共同参画社会に関する意識調査によると、「子どもができたなら職業を中断し、子どもに手がかからなくなって再び持つ方がよい」と考える人の割合が男女とも5割を超えて最も多くなっています。一方、「ずっと職業を持っている方がよい」と就労継続を支持する人は女性37.5%、男性30.7%となっており、平成20年度（女性33.1%、男性28.7%）より増加しています。

働く女性の増加に伴い、法制面の整備は進んできていますが、現実には、結婚、出産、育児を機に仕事を中断する傾向はいまだに解消されておらず、非正規雇用として働く女性の割合は、女性の就業者の半数を超えています。非正規雇用が多様な就業ニーズに応えているという側面もありますが、男性に比べ女性の方が雇用者に占める非正規雇用の割合が高いことなどから、男女間の平均賃金には依然として開きがあります。また、管理職等における女性の比率は上昇傾向にあるものの、女性の能力の発揮は十分とは言えない状況であり、働く場における男女間格差はいまだ解消されていないと言えます。

これらの要因としては、男女共に固定的性別役割分担意識が解消されていないことや、男性中心型労働慣行がいまだに根強く残っていることが考えられます。

平成26年度の市女性労働実態調査によると、女性活躍推進への取組を進めている事業所が48.0%で、進めていない事業所の50.9%をやや下回っています。

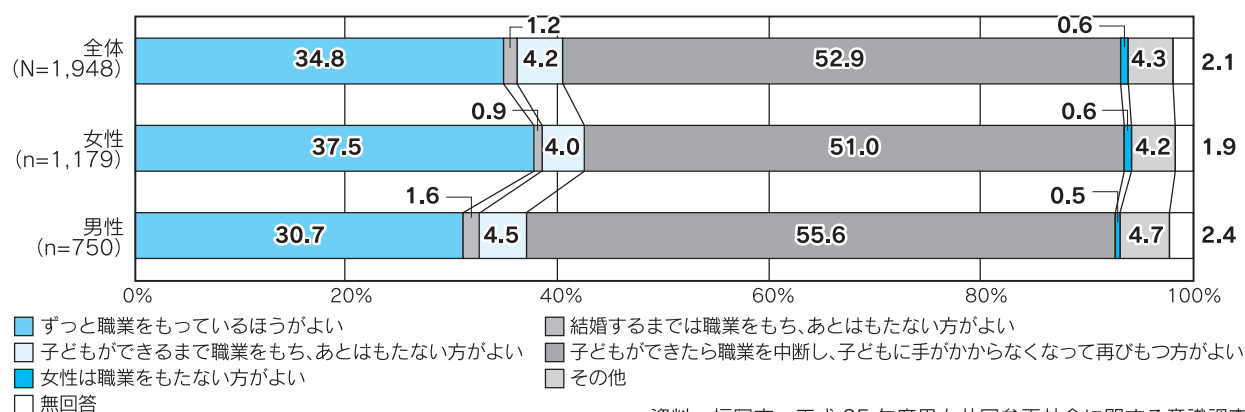
働く場における女性の活躍を推進するため、アミカスにおいては、経済団体等が中心となって設置された女性の大活躍推進福岡県会議とも連携し、平成26年度より女性リーダー育成研修などのキャリアアップや職業能力向上の講座を新たに開催し、企業における人材育成の支援を充実させてきましたが、引き続き企業に対する支援を強化していく必要があります。

また、個々の女性には労働関係情報の提供や就業意識の啓発、再就職支援を行うほか、従来から実施してきた本格的な起業支援に加え、平成26年度に開始した「おうち起業」や「プチ起業」の支援、さらにテレワークの普及・促進など、女性のライフスタイルやライフステージに応じた多様な働き方を支援する取組を今後さらに充実させていく必要があります。

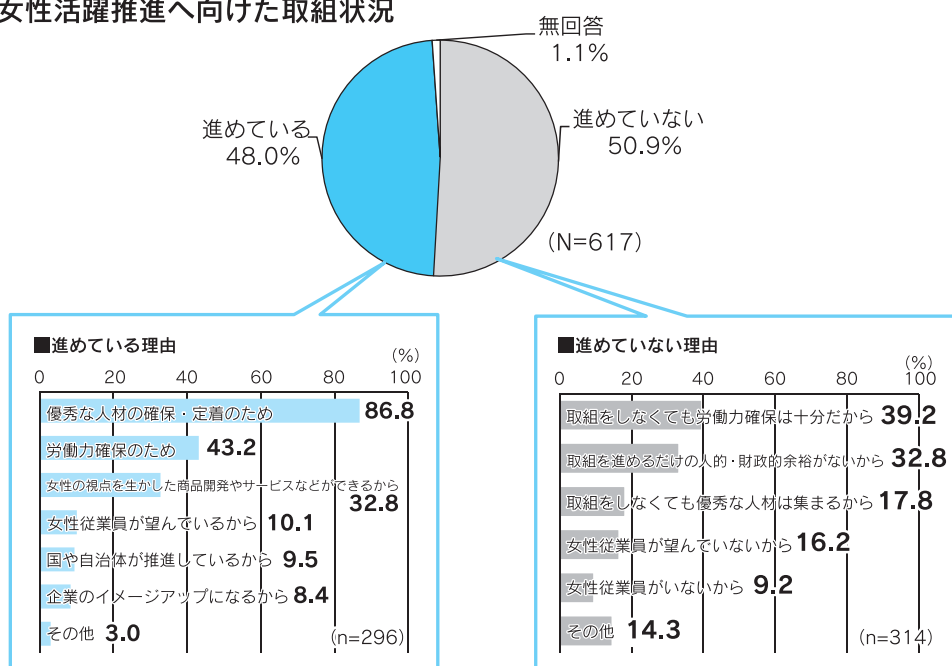
平成28年4月には「女性活躍推進法」に基づき、労働者が301人以上の事業主には女性の活躍状況を把握・分析し、数値目標や取組内容などを盛り込んだ一般事業主行動計画の策定と公表が義務付けられます。

働くことの意義は、経済的な自立を促進するだけでなく、自己実現や社会貢献の手段にもなり得ます。働く場における女性の活躍の機会の拡大を図り、男女を問わず、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる環境づくりに取り組むことにより、将来にわたって多様性に富んだ持続可能な社会の実現を目指します。

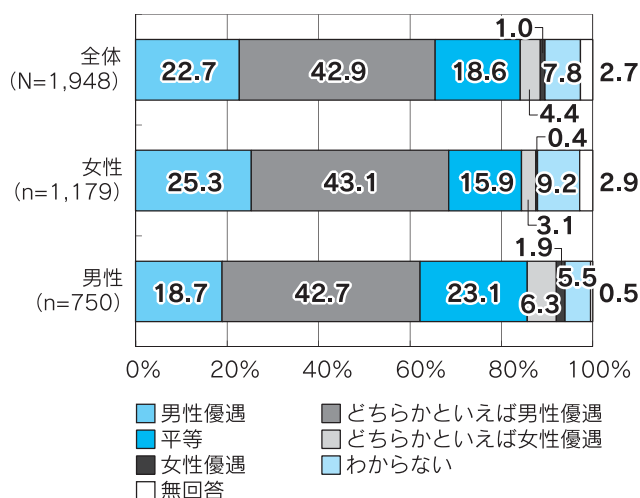
○「女性が職業をもつ」ことについて



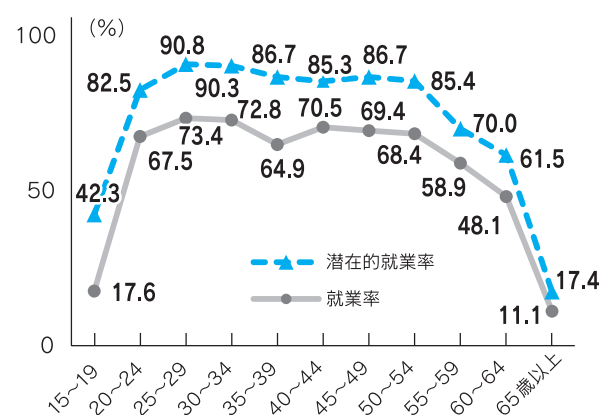
○企業の女性活躍推進へ向けた取組状況



○職場における男女の地位の平等感



○女性の年齢階級別の就業率・潜在的就業率(福岡市)



基本目標 4

働く場において男女が対等に参画し、女性が活躍できる社会を目指します

〔福岡市働く女性の活躍推進計画〕

施策の方向 1 企業における女性活躍推進の支援

女性活躍推進の必要性を企業に広く働きかけていくため、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援するとともに、女性活躍に取り組む企業を評価する取組や企業における女性のキャリアアップ支援などを行います。

	具体的施策	具体的施策の内容
41	企業等への啓発	●市ホームページによる情報発信等により、長時間労働の削減、テレワーク等の多様で柔軟な働き方などの働き方改革の重要性等について周知するとともに、妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益な取扱いをなくすため、企業におけるマタニティ・ハラスメント防止等についても啓発を行います。
42	企業の女性活躍推進の取組支援	●女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が努力義務となっている労働者が300人以下の企業を対象とした、計画策定の支援や、女性活躍の「見える化」を推進するとともに、社会貢献優良企業優遇制度の認定基準に新たに女性活躍の視点を追加するなど、女性の活躍推進に向けた企業の取組を促進します。 ●より多くの女性が能力を発揮できるよう、企業において今後のリーダーとして期待される女性を対象とした研修をアミカスにおいて実施するなど、企業における人材育成の支援を行います。

施策の方向 2 働く女性への支援

働きたい女性が仕事と出産・子育て・介護等の二者択一を迫られることなく、その能力を十分に発揮し、いきいきと働き続けることができるよう、女性のキャリアアップ・能力向上のための研修や労働関係の情報提供などを行います。

	具体的施策	具体的施策の内容
43	働く女性の能力向上、キャリアアップ支援	●管理職に占める女性の割合を高めるため、働く女性を対象としたリーダー育成や能力向上のための講座や研修をアミカスにおいて開催します。 ●働く女性が抱える問題や悩みを共有し、解決を図るため、働く女性に交流の場を提供します。 ●パソコンや簿記等、各種資格取得や技能習得のための講座を開催します。
44	働く女性への労働に関する広報と情報提供	●男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法、労働基準法等法制度の周知を含めた労働関係情報の提供を行います。
45	相談の充実	●働く女性が抱える様々な問題や悩みに対する相談機能の充実を図ります。 ●働く人が仕事と介護の両立に関する必要な情報やアドバイスが得られるよう、平日の仕事帰りや休日に相談・支援を行います。

施策の方向 3 女性の就業・起業支援

働きたい女性がライフスタイルやライフステージに応じて、多様な働き方ができるよう、関係機関と連携し就業や再就職の支援を行います。

また、市がグローバル創業・雇用創出特区を獲得しさらなる創業支援に取り組むなかで女性の創業への関心を高め、本格的な創業につながるよう支援します。

	具体的施策	具体的施策の内容
46	就業意識の啓発と職業能力の向上	●パソコンや簿記等、各種資格取得や技能修得のための講座等を通じて女性の就業や職業能力の向上を支援します。女子学生に対しては就業意識の啓発、職業生活についての講座の実施や情報提供を行います。
47	女性の起業支援	●起業を目指す女性を対象とした、起業や事業経営に必要な知識や手法を学ぶセミナーや交流会、相談会等を実施し、ネットワークづくりを行うとともに、「おうち起業」「プチ起業」に関心のある女性を対象としたセミナーや展示即売会等を行います。
48	再就職の支援	●就職に関する情報提供や講座の開催など、国や県と連携して女性の再就職を支援します。 ●パソコンや簿記等、各種資格取得や技能習得のための講座を開催します。

主な事業 **基本目標 4** 「働く場において男女が対等に参画し、女性が活躍できる社会を目指します」

施策の方向	具体的施策		担 当 局
	事 業		
1 企業における女性活躍推進の支援	41 企業等への啓発		
	アミカス企業向け講演会 一般事業主行動計画策定支援セミナー 女性活躍の「見える化」サイトの創設 社会貢献優良企業優遇制度（次世代育成・男女共同参画支援事業）		市民局
	42 企業の女性活躍推進の取組支援		
	一般事業主行動計画策定支援セミナー 女性活躍の「見える化」サイトの創設 社会貢献優良企業優遇制度（次世代育成・男女共同参画支援事業） 女性のチャレンジ支援のための講座（女性リーダーを育成するための講座）		市民局
2 働く女性への支援	43 働く女性の能力向上、キャリアアップ支援		
	女性のチャレンジ支援のための講座（女性リーダーを育成するための講座） 女性のチャレンジ支援のための講座（資格・技能習得講座）		市民局
	44 働く女性への労働に関する広報と情報提供		
	男女共同参画講座のうち、女性を対象とするもの 市HP「男女共同参画」での情報提供		市民局
	「働くあなたのガイドブック」の発行		経済観光文化局
	市HP「仕事・就職」での情報提供		経済観光文化局ほか
	45 相談の充実		
	アミカス相談室		市民局
	働く人の介護サポートセンター事業		保健福祉局
3 女性の就業・起業支援	46 就業意識の啓発と職業能力の向上		
	女性のチャレンジ支援のための講座（資格・技能習得講座、女子学生対象講座）		市民局
	資格・技能習得講座		経済観光文化局
	47 女性の起業支援		
	女性のチャレンジ支援のための講座等（女性の起業を支援する講座） 先輩女性起業家による相談・交流機会の提供		市民局
	48 再就職の支援		
	女性のチャレンジ支援のための講座（女性の就職を支援する講座） 女性のチャレンジ支援のための講座（資格・技能習得講座）		市民局
	資格・技能習得講座 福岡市就労相談窓口事業		経済観光文化局

基本目標5

政策・方針決定過程に男女が共に参画できる
社会を目指します

(目指す姿)

市の政策・方針決定過程や職場などあらゆる分野の意思決定過程に男女が共に参画することで、新しい視点が提起され、様々な人の立場を考慮した政策等の立案・実施が可能になる社会を目指します。

男女共同参画社会を実現するためには、政策や方針決定過程に男女が対等な立場で共に参画し、多様な視点が反映されることが重要です。

しかし、世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report2015」によると、我が国では、男女共同参画の国際的な指標の一つであるGGI（ジェンダー・ギャップ指数）が145か国中101位となっており、特に、政治・経済分野の男女格差が大きいことからわかるように、女性の参画状況は十分とはいえません。

このような現状の中、国においては、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度」の目標を達成するため、分野や実施主体の特性等に応じた実効性あるポジティブ・アクションの推進などの取組を進めています。

市においても、第2次基本計画では審議会等への女性の参画率について、「平成27年度までに35%」との数値目標を設定し取り組んできました。しかし、平成27年6月1日現在の参画率は32.7%（22年度28.9%）で、83の審議会のうち6の審議会等で女性委員が一人もいない（22年度95のうち12）状況です。

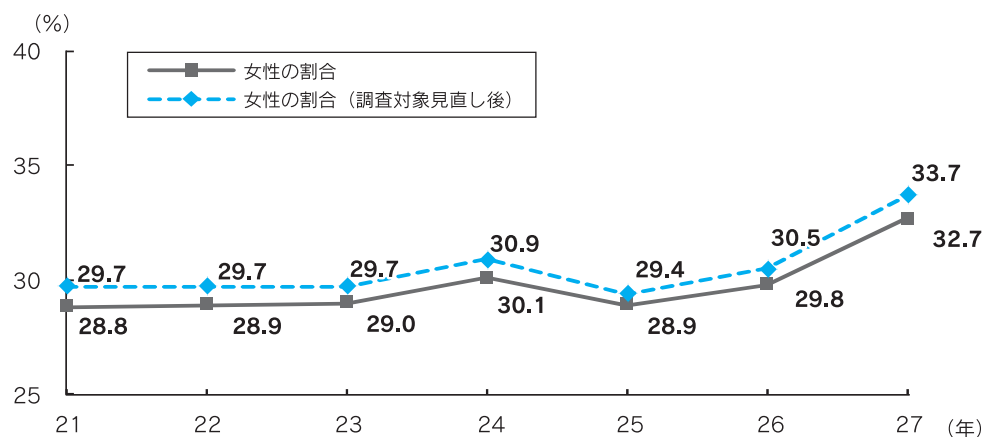
女性の参画を進めるため、第3次基本計画では、数値目標をさらに高く設定し、参画率の向上と女性委員がいない審議会等の解消に向けて、実効性のある取組を全庁的により一層推進する必要があります。

また、市女性職員の登用については、全職員に占める女性の割合が平成27年5月1日現在30.1%であるのに対し、女性の役付職員の割合は16.7%と、5年前の10.3%に比べ増加していますが、十分とは言えない状況です。

その要因として、長時間労働を前提とした働き方などが職業生活と家庭生活の両立を困難にしていることや、管理監督者の固定化した価値観などが女性職員の活躍を阻害していることなどが考えられます。政策・方針決定過程に多くの女性職員が参画できるよう、「福岡市特定事業主行動計画」に基づいて、女性職員が政策立案業務に参画でき、能力が発揮できるためのチャレンジ支援を進めるとともに、長時間労働を前提としない働き方の徹底など、市役所全体で働き方を変える取組を進めていきます。

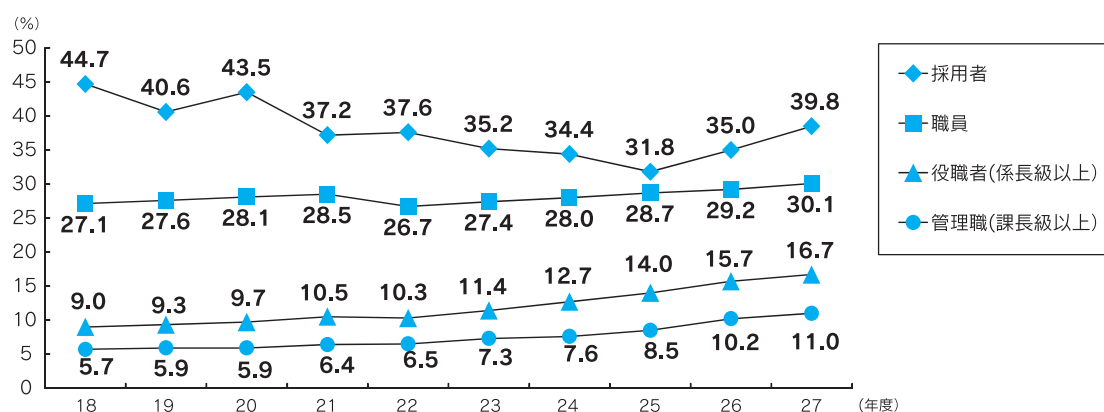
これらの取組により、市職員の管理職（課長級以上）に占める女性の割合については、平成32年度までに15%程度とすることを中間目標値とし、10年後の平成37年度には20%達成を目指します。

○福岡市の審議会等委員への女性の参画状況の推移



※調査対象見直し後の数値は、行政委員会を調査の対象から除外したもの。
注：各年6月1日現在 資料：市民局男女共同参画課

○福岡市職員における女性の割合の推移



注1：採用者の数は、人事委員会が実施する採用試験(上級、中級及び初級)の一般行政職(ただし、学校事務、文化財専門職及び化学技術は除く)

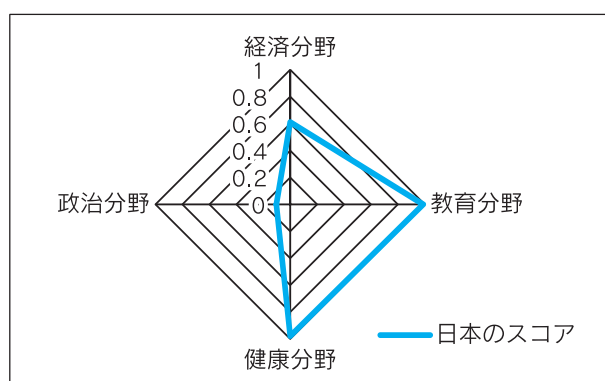
注2：採用者の数は採用年度ベース

注3：職員数及び役職者、管理職の数は5月1日現在の数

資料：総務企画局人事課

○男女格差を表す指数の国際比較 (GGI)

順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.881
2	ノルウェー	0.850
3	フィンランド	0.850
4	スウェーデン	0.823
5	アイルランド	0.807
6	ルワンダ	0.794
7	フィリピン	0.790
8	スイス	0.785
9	スロベニア	0.784
10	ニュージーランド	0.782
11	ドイツ	0.779
12	ニカラグア	0.776
13	オランダ	0.776
14	デンマーク	0.767
15	フランス	0.761
16	ナミビア	0.760
17	南アフリカ	0.759
18	イギリス	0.758
19	ベルギー	0.753
20	ラトビア	0.752
...	...	...
101	日本	0.670



GGI ジェンダー・ギャップ指数 (Gender Gap Index)

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、「0」が完全不平等、「1」が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。

資料：世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report2015」

基本目標5

政策・方針決定過程に男女が共に参画できる社会を目指します

施策の方向 1

市の政策・方針決定過程への女性の参画促進

市の政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、市の施策展開に多様なニーズを反映するため、審議会等への女性の参画を促進するとともに、市の女性職員の登用を図り、その活躍を推進します。

	具体的施策	具体的施策の内容
49	審議会等への女性の参画促進	● 審議会等委員への女性の参画率が、平成 32 年度までに 40%を達成することを目標に、審議会ごとに状況や課題の分析を行った上で、「福岡市男女共同参画推進協議会」において実効性のある取組を進めるとともに、委員構成や選任方法の見直しを図るなど委員改選期の事前協議を徹底し、女性の参画促進及び女性委員のいない審議会等の解消を図ります。
50	市役所における男女共同参画の推進	● 「福岡市特定事業主行動計画」に基づき、女性職員のチャレンジ支援と、男女共に職業生活と家庭生活が両立できる働きやすい職場環境づくりを進めます。特に、長時間労働を前提としない働き方の徹底や、管理監督者をはじめとする職員の意識改革、男性職員の家事育児参画の促進などの取組を推進します。 ● 職員研修センターが実施する研修や職場研修など、あらゆる研修の機会をとらえて、市職員が男女共同参画への理解を深め、市政の各場面で男女共同参画の視点を持って施策を展開するよう、啓発を進めます。

施策の方向 2 あらゆる分野の意思決定過程への女性の参画促進

あらゆる分野の意思決定過程に女性が参画できるよう、企業や地域等における女性の参画を促進します。

	具体的施策	具体的施策の内容
51	企業における女性の参画促進	●講演会の開催等による企業への啓発、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が義務化されていない、労働者が300人以下の中小企業の行動計画策定支援等を行います。 ●講座や各種研修を実施し、企業における女性のキャリアアップ支援を行います。
52	農林水産業の分野における女性の参画促進	●農林水産業に従事する女性の活動を支援し、女性の地位向上のための環境づくりを進めます。
53	地域における女性の参画促進	●女性リーダーの育成、地域諸団体への改選期に合わせた働きかけなどにより、地域の意思決定過程への女性の参画を促進します。

主な事業 **基本目標5** 「政策・方針決定過程に男女が共に参画できる社会を目指します」

施策の方向	具体的施策		担 当 局
	事 業		
1 市の政策・方針決定過程への女性の参画促進	49 審議会等への女性の参画促進		
	審議会等への女性委員参画のための事前協議 人材情報の提供		市民局
	50 市役所における男女共同参画の推進		
	福岡市特定事業主行動計画に基づく女性職員活躍の推進		総務企画局
	男女共同参画推進協議会・幹事会		市民局
	女性教職員の管理職登用の促進		教育委員会
	職員研修センターにおける男女共同参画研修		総務企画局
	人権啓発推進者研修 「人権尊重の視点に立った行政の推進に関する指針」の周知と理解の徹底 男女共同参画推進担当者研修		市民局
	ユニバーサル都市・福岡の推進		総務企画局
2 あらゆる分野の意思決定過程への女性の参画促進	51 企業における女性の参画促進		
	企業向け講演会 女性のチャレンジ支援のための講座 (女性リーダー育成のための講座)		市民局
	52 農林水産業の分野における女性の参画促進		
	女性農業者活躍支援事業 女性農業者ステップアップ事業 玄海うまかもん食育事業		農林水産局
	53 地域における女性の参画促進		
男女共同参画地域づくり事業 地域における諸団体の長等への就任率調査		市民局	

基本目標 6 地域において男女が共に支えあい、安全・安心で住みよい地域社会を目指します

(目指す姿)

地域において、男女が共に日常の活動や意思決定の場に参画し、高齢者、子ども、障がい者、安全・安心のまちづくりなど様々な地域課題の解決に手を携えて取り組むことで、住みよい豊かな地域社会づくりを目指します。

男女共同参画が広く市民に浸透していくには、最も身近な暮らしの場である地域における啓発活動が重要です。また、少子高齢化、単身世帯の増加、人間関係の希薄化など様々な変化が起きる中、地域課題の解決に向けた活動や自治組織の運営についても、性別や世代の偏りなく取り組まなければ立ち行かなくなる状況が生じています。

地域活動において男女が対等に発言し方針決定に関わっているか、いつも男性が主体で女性は補佐役になっていないか、次代を担う子どもたちの健全育成や、支援が必要な高齢者等を男女を問わず共に支えているかなどをみると、地域における男女共同参画は十分とは言えません。日常的な地域活動には女性も多く参加しているにもかかわらず、諸団体の代表への就任は圧倒的に男性が多いという状況が依然として続いています。国は「指導的地位に占める女性の割合が2020年までに30%程度」という目標を掲げていますが、地域の諸団体等の長への女性の就任率は平成27年7月1日現在で18.2%と、5年前の16.1%から2.1ポイントの増にとどまっています。

市では、地域の意思決定過程への女性の参画を促進するため、男女共同参画協議会をはじめ、地域の様々な場で活動している女性に学習や交流の機会を提供することにより、リーダーとしての資質向上や意識の啓発を図るとともに、自治協議会や地域諸団体への働きかけを行います。

各校区に自治協議会があり、男女共同参画協議会も組織され、地域活動の場として公民館が設置されていることは福岡市の特色であり、地域からの提案で平成23年度に創設した市独自の男女共同参画週間「みんなで参画ウィーク」を活かして、地域における男女共同参画推進活動の輪は自治協議会を含めた校区全体に広がりつつあります。

今後さらに男女共同参画の視点をもって地域の様々な活動が展開されるよう、コーディネーター派遣などの男女共同参画協議会の活動支援を行っていきます。

また、男女共同参画の推進に向けて地域諸団体が行っている取組を支援し、その成果を様々な機会をとらえて各校区に紹介するなど、地域全体への男女共同参画の意識の広がりを目指します。

これらの取組や支援は、区役所・アミカスなどが連携して行っていきます。

東日本大震災でクローズアップされたように、災害時には男女が直面する困難の違いへの対策や、多様な人々への配慮が必要です。防災に係る意思決定の場に女性が参画し、日頃から男女共同参画の視点に基づいて事前の備えや避難所運営等の地域防災の取組を進めていかなければなりません。また、女性の就業が進み、団塊の世代が退職期を迎えている今、男女に関わらず誰もが地域活動に参画しやすいように工夫し、活動の担い手を増やすことも今後さらに必要になってきます。

○地域における諸団体の長等への女性の参画状況

(7月1日現在)

団体名	年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
		女性の割合 (%)	女性の割合 (%)	女性の割合 (%)	女性の割合 (%)	女性の割合 (%)	総数 (人)	女性数 (人)	女性の割合 (%)
自治協議会（自治連合会）（※）		2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	149	3	2.0
公民館長		13.7	17.1	20.5	19.2	21.9	146	34	23.3
青少年育成連合会（※）		23.5	19.6	23.0	25.0	27.5	149	39	26.2
交通安全推進委員会（※）		2.7	2.7	2.7	2.7	4.8	147	9	6.1
体育振興会（※）		6.7	8.1	10.8	7.4	6.8	149	11	7.4
ごみ減量・リサイクル推進会議（※）		16.8	15.5	14.1	12.8	16.2	149	24	16.1
人権尊重推進協議会（※）		7.6	5.6	10.4	10.3	13.7	144	19	13.2
社会福祉協議会		26.9	26.0	25.5	24.1	27.6	145	44	30.3
老人クラブ連合会		9.1	9.2	7.8	9.9	8.5	142	9	6.3
子ども会育成連合会		43.7	42.2	48.2	43.4	45.7	101	44	43.6
市立小学校PTA		3.4	2.1	3.4	5.5	7.0	143	7	4.9
市立中学校PTA		5.9	2.9	2.9	5.8	2.9	69	3	4.3
地区民生委員・児童委員協議会		63.8	64.7	65.7	65.7	67.3	104	70	67.3
合 計		16.1	15.7	17.2	16.8	18.4	1,737	316	18.2

(参考)

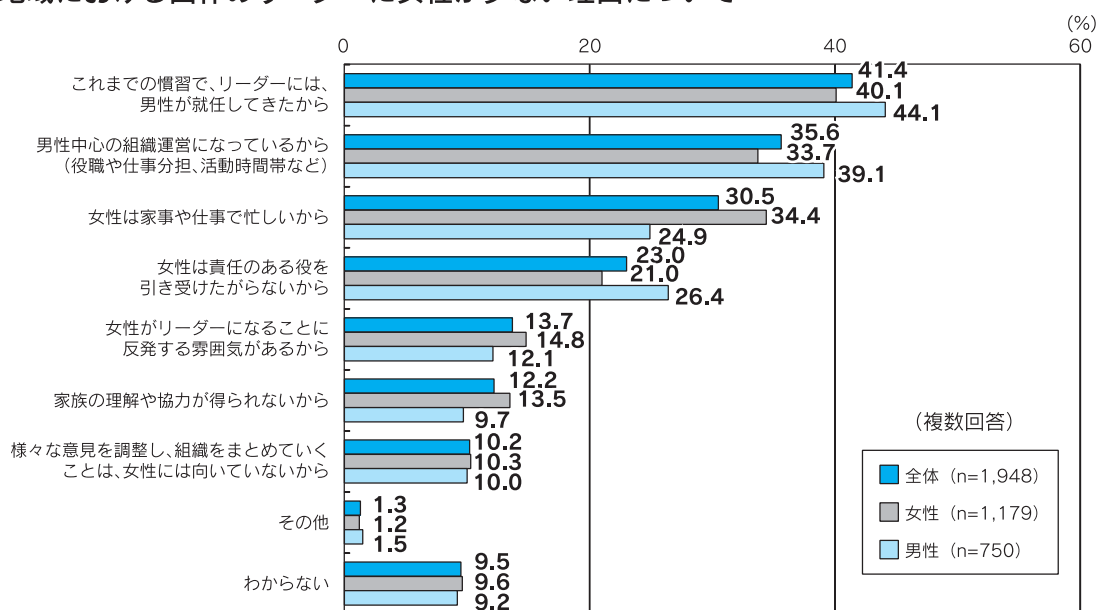
男女共同参画協議会（※）	96.5	96.6	94.4	94.5	95.2	146	136	93.2
--------------	------	------	------	------	------	-----	-----	------

(男女共同参画協議会の22年度、23年度については、3月31日現在。)

※団体の名称は各校区により異なるため、一般的に使用されている名称を記載している（「自治連合会」は「自治協議会」未設立校区のみカウント）

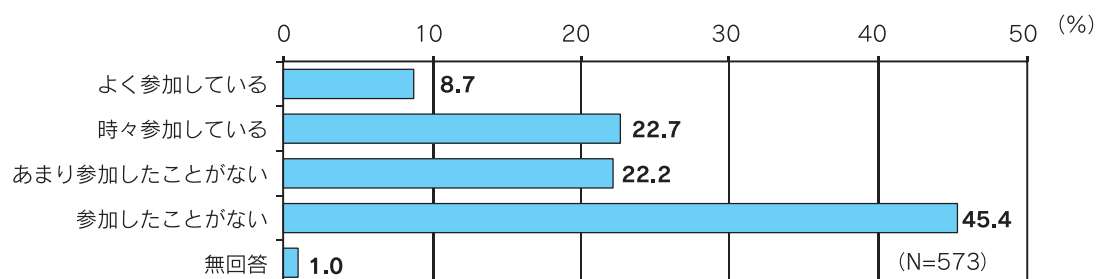
資料：市民局男女共同参画課

○地域における団体のリーダーに女性が少ない理由について



資料：福岡市 平成25年度男女共同参画社会に関する意識調査

○過去2年間における地域活動への参加状況



資料：福岡市 平成26年度市政アンケート調査

基本目標6

地域において男女が共に支えあい、安全・安心で住みよい地域社会を目指します

施策の方向 1

地域における男女共同参画意識の浸透と活動支援

男女共同参画の視点をもって地域の様々な活動が展開されるよう、地域の主体的な取組の支援、「みんなで参画ウィーク」を活用した広報・啓発や、男女共同参画協議会の活動支援等、地域との共働による取組を進めます。

	具体的施策	具体的施策の内容
54	地域の主体性を尊重した男女共同参画の推進と男女共同参画協議会等の活動支援	●男女共同参画が広く地域に浸透し、地域が主体的に男女共同参画の推進に取り組めるよう、所管局、区が連携し支援します。 ●男女共同参画の推進に向けて地域や諸団体が行っている取組を支援し、先進的取組や課題解決の事例に関する情報を、様々な機会をとらえて各校区に情報提供します。 ●地域で活動する人を対象とした講座の実施や、市民研修講師である「男女共同参画推進サポーター」、「アミカス寸劇隊」、年間を通した地域活動に対するアドバイスをを行うコーディネーターの派遣などを行います。
55	自治協議会等を中心とした男女共同参画意識の浸透	●男女共同参画推進活動が自治協議会など自治組織を含めた校区全体に広がるよう、福岡市男女共同参画週間「みんなで参画ウィーク」のさらなる浸透を図り、地域と共働で取組を進めます。 ●「男女共同参画推進サポーター」や「アミカス寸劇隊」の派遣事業や出前講座の活用促進、公民館における男女共同参画学習講座の充実等により、広く地域への男女共同参画意識の浸透を図ります。 ●各校区に男女共同参画の意識が浸透し、男女共同参画の視点に立った校区運営が行われるよう支援します。

施策の方向 2 地域活動の方針決定過程への女性の参画促進

地域で活躍が期待できる新たな人材を対象に、リーダーに求められる資質向上の機会を提供するとともに、新たな女性リーダーの活動を後押しできるような環境づくりを進めるなど、地域活動の方針決定過程への女性の参画を促進します。

	具体的施策	具体的施策の内容
56	自治協議会等への女性役員の参画促進	● 様々な機会をとらえて、日頃から地域活動の方針決定過程に女性が参画していく必要性について理解を促し、諸団体役員への女性の就任を進めるための提案など働きかけを行います。 ● 地域における様々な団体の役員が改選される時期に合わせて、それぞれの地域諸団体の所管課に対して、地域活動の方針決定過程への女性の参画の必要性について、理解を促す取組を進めます。
57	地域の女性リーダー育成と活躍支援	● 地域が自主的に行う様々な事業の企画・立案、男女共同参画に関する研修の実施等を支援し、地域における女性リーダーの育成を推進します。 ● 地域で自治活動に携わっており活躍が期待できる女性の人材を対象に、リーダーに求められる資質の向上のための学習機会等を提供する事業を実施します。 ● 自治協議会を中心とした活動の中で、新たな女性リーダーが活動しやすいよう見守り、後押ししていく意識が醸成されるよう支援します。

施策の方向 3 男女共同参画の視点に立った地域防災の推進

防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を促進するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を推進します。

	具体的施策の内容
58 市民への意識啓発	●防災分野における女性の参画促進や男女共同参画の視点を取り入れることの必要性について、理解を促す取組を進めます。 ●避難所における備蓄や災害時の避難所運営において、男女のニーズの違いに配慮するなど男女共同参画の視点をもって取り組むとともに、地域への働きかけを行います。

主な事業 基本目標6 「地域において男女が共に支え合い、安全・安心で住みよい地域社会を目指します」

施策の方向	具体的施策		担 当 局	
	事 業			
1 地域における男女共同参画意識の浸透と活動支援	54	地域の主体性を尊重した男女共同参画の推進と男女共同参画協議会等の活動支援		
		男女協サミット 地域の参画モデル事業 出前講座 「みんなで参画ウィーク」の広報・周知 地域における男女共同参画に関するプログラム集 男女共同参画つうしん 男女共同参画活動コーディネーター派遣事業 男女共同参画推進サポーター派遣事業 寸劇隊派遣事業 アミカス人材情報の提供		市民局
		校区における主体的な男女共同参画推進活動への支援		区役所
		区男女共同参画連絡会の活動支援		区役所（中央）
		中央区女性地域アクティブメイト事業		区役所（中央）
		七区男女共同参画協議会活動支援 七区男女共同参画協議会による男女共同参画研修実施状況調査 男女共同参画推進担当者研修 公民館長・公民館主事の研修		市民局
		自治協議会等を中心とした男女共同参画意識の浸透		
		「みんなで参画ウィーク」の広報・周知 男女共同参画推進サポーター派遣事業 寸劇隊派遣事業 出前講座 交流促進事業 公民館長・公民館主事の研修 公民館における男女共同参画学習講座 共創自治協議会事業		市民局
		自治協議会等への女性役員の参画促進		
		地域における諸団体の長等への就任率調査		市民局
2 地域活動の方針決定過程 への女性の参画促進	57	地域の女性リーダー育成と活躍支援		
		地域女性活躍チャレンジ塾 男女共同参画推進サポーター派遣事業 寸劇隊派遣事業 出前講座		市民局
		自治協議会等への女性役員の参画促進		
		地域における諸団体の長等への就任率調査		市民局
3 域防災の推進 男女共同参画の視点に立った地域	58	市民への意識啓発		
		博多あんぜん・あんしん塾 出前講座 自主防災リーダー研修会 「市民防災の日」行事		市民局

資 料

- 1 福岡市男女共同参画基本計画(第3次)策定経過
- 2 市民参加の状況(市民意見募集及び地域からの意見募集)
- 3 福岡市男女共同参画審議会 委員名簿
- 4 福岡市男女共同参画を推進する条例
- 5 福岡市男女共同参画を推進する条例施行規則
- 6 男女共同参画社会基本法
- 7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 8 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 9 男女共同参画の推進に関する施策等に対する苦情の処理
- 10 用語解説
- 11 男女共同参画に関する国内外の主な動き

1 福岡市男女共同参画基本計画（第3次）策定経過

○平成26年12月 8日	第6期 第1回 審議会 ●諮問
○平成27年 3月20日	第2回 審議会 ●主な課題を踏まえた基本計画（第3次）の体系、 数値目標等について
○平成27年 5～6月	基本計画（第3次）策定に対する地域（自治協議会等）か らの意見募集
○平成27年 7月 1日	第1回 福岡市男女共同参画推進協議会幹事会 ●庁内における基本計画（第3次）案の検討
○平成27年 7月～9月	審議会による集中審議 全体（第3回～第5回）、3部会（各3回） ●基本計画（第2次）の評価 ●基本計画（第3次）原案の審議
○平成27年10月30日	第2回 福岡市男女共同参画推進協議会幹事会 ●審議会作成の基本計画（第3次）原案についての検討
○平成27年11月 5日	福岡市男女共同参画推進協議会 ●審議会作成の基本計画（第3次）原案についての検討
○平成27年12月21日	「福岡市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例」 に基づく議会（委員会）報告
○平成28年 1月～2月	市民意見募集（パブリック・コメント） 募集期間：1月6日～2月5日 基本計画（第3次）原案に対する地域（自治協議会等）か らの意見募集
○平成28年 3月25日	第6回 審議会 ●原案に寄せられた市民意見及び意見に対する審議会の 考え方について ●基本計画（第3次）答申案について
29日	答申

2 市民参加の状況（市民意見募集及び地域からの意見募集）

○市民意見募集（パブリック・コメント手続）

- 1 実施機関 福岡市男女共同参画審議会
- 2 意見募集期間 平成28年1月6日～2月5日
- 3 意見の提出状況
 - (1) 意見提出数 11通
 - (2) 意見件数 87件
 - (3) 意見分類 下記のとおり

総数	87	(14)
1 基本計画全般	2	(1)
2 計画総論	9	(4)
(1) 計画策定にあたって	4	(2)
(2) 第3次基本計画の基本的考え方	5	(2)
3 計画各論	76	(9)
(1) 基本目標1	7	(0)
(2) 基本目標2	DV基本計画該当分	7 (1)
(3) DV基本計画を除く	17	(2)
(4) 基本目標3	10	(2)
(5) 基本目標4	22	(0)
(6) 基本目標5	10	(4)
(7) 基本目標6	3	(0)

※（ ）内はいただいたご意見を踏まえ、原案を修正した件数

○地域（自治協議会等）からの意見募集

- 1 実施機関 福岡市
- 2 意見募集期間 平成27年5～6月及び平成28年1～2月
- 3 意見の提出状況
 - (1) 平成27年5～6月 146通
 - (2) 平成28年1～2月 8通

3 福岡市男女共同参画審議会 委員名簿

(五十音順・敬称略)

役 職	氏 名	役 職 等
会 長	藤 井 千 佐 子	福岡大学経済学部非常勤講師 元 西日本新聞社執行役員企画局長
副 会 長 (部会長)	星 乃 治 彦	福岡大学人文学部長
委 員 (副部会長)	相 原 わ か ば	弁護士
委 員	石 川 孝 治	福岡市自治協議会等7区会長会代表
委 員	岡 崎 正 登	連合福岡・福岡地域協議会代表
委 員	緒 方 豊 子	福岡市七区男女共同参画協議会会長
委 員	甲 斐 能 枝	福岡労働局雇用均等室長
委 員	雁 瀬 暁 子	公募委員
委 員	鈴 木 有 美	公募委員
委 員	竹 島 史 浩	RKB毎日放送株式会社報道部長
委 員	藤 勇 雄	株式会社西日本シティ銀行地域振興部主任調査役
委 員	中 村 仁 彦	福岡商工会議所専務理事
委 員 (委 員)	錦 谷 ま り こ	九州大学持続可能な社会のための決断科学センター准教授
委 員	原 健 一	佐賀県DV総合対策センター所長
委 員	久 留 百 合 子	株式会社ビスネット代表取締役
委 員 (委 員)	日 高 政 治	福岡市PTA協議会会長
委 員 (委 員)	前 田 和 美	公募委員
委 員	増 川 郁 子	福岡市立中学校校長会代表(宮竹中学校校長)

※ () は苦情処理部会
※平成28年3月29日答申日現在

4 福岡市男女共同参画を推進する条例

平成 16 年 3 月 29 日 条例第 5 号

目 次
前文
第 1 章 総則（第 1 条－第 8 条）
第 2 章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限（第 9 条・第 10 条）
第 3 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第 11 条－第 25 条）
第 4 章 施策に対する苦情の処理（第 26 条）
第 5 章 福岡市男女共同参画審議会（第 27 条－第 32 条）
第 6 章 雑則（第 33 条）
附則

日本国憲法において、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、我国では、国際的な連携のもと、法令の整備をはじめ、男女平等の実現に向けた取組がなされてきた。

福岡市においても、こうした国際社会や国の動向を踏まえ、男女平等の促進や女性の社会参画の支援などを積極的に進めてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、社会経済情勢の急速な変化、家族形態の多様化、地域社会の変化に対応し、本市が目指す自由かつ達で人輝く自治都市・福岡を形成していくうえでも、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような認識のもと、男女共同参画の推進に関する基本理念を明らかにし、市民一人ひとりが個人として尊重され、多様な生き方を選択できる男女共同参画社会の実現に向けて、市と市民が協力して取り組むため、この条例を制定する。

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者、自治組織及び教育に携わる者の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を形成することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者 市内で事業を行う者をいう。
- (4) 自治組織 町内会、自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策、民間団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として行われなければならない。

4 男女共同参画の推進に当たっては、男女が、家庭の重要性を認識し、相互の協力と社会の支援のもとに、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域等における活動を行うことができるよう配慮されなければならない。

5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協調のもとに行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付けるとともに、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行うとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、社会経済活動における影響力の大きさその他その役割の重大性にかんがみ、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行うとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(自治組織の役割)

第7条 自治組織は、地域社会における自治の主たる担い手として重要な役割を果たす存在であることにかんがみ、地域活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行うとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の役割)

第8条 教育に携わる者は、教育が男女共同参画についての適切な理解を深めるために果たすべき役割の重要性にかんがみ、教育を行うに当たっては、学校、家庭、地域等との連携を図りながら、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に配慮するよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限

(性別による差別的取扱いの禁止)

第9条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

(配偶者等への暴力等の禁止)

第10条 何人も、配偶者等に対する暴力、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動によって相手の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手の対応を理由に不利益を与える行為をいう。以下同じ。)その他男女間において相手方に身体的又は精神的苦痛を与える行為を行ってはならない。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(福岡市男女共同参画基本計画)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画(以下「福岡市男女共同参画基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 福岡市男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講じるべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、福岡市男女共同参画基本計画を策定しようとするときは、福岡市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、福岡市男女共同参画基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、福岡市男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(実施状況等の公表)

第12条 市長は、毎年1回、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及びその評価について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第13条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(政策の立案及び決定の過程への男女共同参画)

第14条 市は、政策の立案及び決定の過程における男女共同参画の推進のために、次に掲げる事項に取り組むものとする。

(1) 附属機関その他これに準じる合議制の機関の委員を委嘱し、又は任命する場合には、当該機関における男女の数の均衡を図るよう努めること。

(2) 男女の別なく、職員の能力及び意欲に応じた登用を図るため、女性職員に係る職域の拡大、能力向上の機会の確保、勤務環境の整備等に努めること。

(調査研究)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施のために、情報の収集及び分析その他の調査研究を行うものとする。

（事業者への支援等）

第16条 市は、事業者に対し、男女共同参画の推進のための積極的な取組を促すため、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定又は実施に当たって必要があると認める場合は、事業者に対し、その者の事業に係る男女共同参画の状況を報告することその他必要と認める協力を求めるものとする。

（自治組織への支援）

第17条 市は、自治組織に対し、当該自治組織における方針決定過程への男女共同参画の推進を図るため必要な支援その他男女共同参画の推進のための支援を行うものとする。

（市民及び団体への支援）

第18条 市は、男女共同参画の推進に関する活動を行う市民及び団体に対し、当該活動について、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

（家庭生活における活動と他の活動との両立の支援）

第19条 市は、男女が共に、子育て、家族の介護等の家庭生活における活動と職場、学校、地域等における活動とを両立して行うことができるよう、必要な支援に努めるものとする。

（性及び妊娠、出産等に関する理解並びに健康の保持に対する支援）

第20条 市は、男女が対等な関係のもとに、性及び妊娠、出産等に関する事項について互いの理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたって健康な生活を営むことができるよう、必要な支援に努めるものとする。

（暴力等の防止及び被害者等への支援）

第21条 市は、配偶者等からの暴力及びセクシュアル・ハラスメントを防止する施策を講じるとともに、これらの被害を受けた者等に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

（相談への対応）

第22条 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害について、市民等（市内に住所を有する者及び市内に通勤又は通学をする者をいう。以下同じ。）から相談があった場合は、関係機関との連携のもとに適切な措置を講じるよう努めるものとする。

（市民等の理解を深めるための措置）

第23条 市は、男女共同参画に関する市民等の理解を深めるため、広報、啓発及び教育の充実に努めるものとする。

（国際的協調）

第24条 市は、アジア地域をはじめ海外諸地域の人々との情報交換その他男女共同参画の推進に関する国際的な相互協力を円滑に進めるために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（拠点施設）

第25条 福岡市男女共同参画推進センター条例（昭和63年福岡市条例第8号）第1条の規定により設置された福岡市男女共同参画推進センターは、市が男女共同参画の推進に関する施策を実施し、及び市民等による取組を支援するための拠点施設とする。

（平成17条例99・一部改正）

第4章 施策に対する苦情の処理

(施策に対する苦情の処理)

第26条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民等から苦情の申出があった場合は、福岡市男女共同参画審議会の意見を聴いたうえで、必要に応じて、適切な措置を講じるものとする。

2 市長は、前項の申出をした市民等に対し、当該申出に係る意見及び講じた措置の内容を通知しなければならない。

第5章 福岡市男女共同参画審議会

(設置)

第27条 市長の附属機関として福岡市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第28条 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項について調査審議し、その結果を市長に答申すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関し必要と認められる事項について調査審議し、市長に意見を述べること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属せられた事務

(組織及び委員)

第29条 審議会は、市長が任命する委員20人以内をもって組織する。

- 2 市長は、委員の一部については、公募に基づいて任命するものとする。
- 3 委員のうち男女いずれか一方の委員の数は、審議会の委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(会長)

第30条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第31条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第32条 審議会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

- 4 部会長は、部会の会務を総理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

第6章 雑 則

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第4章及び第5章の規定は、規則で定める日から施行する。
(平成16年規則第99号により平成16年10月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定されている男女共同参画の推進に関する基本的な計画であって、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るためのものは、第11条第1項の規定により策定された福岡市男女共同参画基本計画とみなす。

附 則 (平成17年3月31日条例第99号)抄

この条例は、公布の日から施行する。

5 福岡市男女共同参画を推進する条例施行規則

平成 16 年 8 月 12 日 規則第 100 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、福岡市男女共同参画を推進する条例(平成 16 年福岡市条例第 5 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

(申出の方式)

第 3 条 条例第 26 条第 1 項の苦情の申出(以下「申出」という。)は、苦情申出書(別記様式)を市長に提出して行うものとする。

(苦情申出書受理時の処理)

第 4 条 市長は、苦情申出書が提出された場合において当該申出の内容が次のいずれかに該当するものの以外のものであるときは、当該申出について条例第 26 条第 1 項の措置の必要性についての判断(以下「苦情申出に対する判断」という。)を行うものとする。

- (1) 現に住民監査請求がなされている事案に関するもの
 - (2) 現に行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)に基づく不服申立てがなされている事案に関するもの
 - (3) 現に訴訟が裁判所に係属している事案に関するもの
 - (4) 現に議会に対して請願がなされている事案に関するもの
- 2 申出が不適法であって補正をすることができないものであるとき又は前項各号のいずれかに該当するときは、市長は、申出人に対し、書面により、その旨及び苦情申出に対する判断を行わない旨を通知するものとする。

(審議会への意見聴取の依頼)

第 5 条 市長は、申出が適法であり、かつ、その内容が前条第 1 項各号に該当しないときは、福岡市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)に対し、条例第 26 条第 1 項の規定に基づき、当該苦情に対する意見を求めるものとする。

2 市長が、前項の規定による依頼をするときは、苦情に係る施策の内容及び実施状況並びに苦情に係る事案の事実経過について調査し、その結果を記載した書面を審議会に送付するものとする。この場合において、当該施策が市長以外の執行機関の所管に属するものであるときは、市長は、当該執行機関に依頼して必要な調査を行うものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による依頼をしたときは、申出人に対し、その旨を通知しなければならない。

(申出人の出席等)

第 6 条 審議会(審議会が、条例第 32 条第 6 項の規定により、当該苦情に対する意見を述べることを部会の決議をもって行うこととしたときは、部会。以下次条から第 9 条までにおいて同じ。)は、必要があると認めるときは、申出に係る施策に関し、申出人及び申出に係る市の執行機関(以下「申出人等」という。)並びに関係人の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(意見書の提出)

第 7 条 申出人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書

又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（意見の陳述）

第8条 審議会は、申出人等から申立てがあったときは、当該申出人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

（答申書の送付）

第9条 審議会は、答申書を市長に送付して意見を述べるものとする。

2 市長は、審議会から答申書が送付された場合において、当該答申書に記載された意見が他の執行機関と関係があるときは、答申書の写しを当該執行機関に送付するものとする。

（市長等の措置）

第10条 市長は、審議会の答申書を受理したときはこれを尊重し、かつ、事案の内容に即して、苦情申出に対する判断を行う。

2 条例第26条第1項の市長が行う措置は、施策の変更、施策に関する取扱いの是正、施策に関する検討その他の措置（当該施策が市長以外の執行機関の所管に属するものであるときは、当該執行機関に対して適切な措置を講じるよう求める依頼）とする。

3 市長以外の執行機関は、前項の依頼があったときは、これに対する措置の有無及び講じた措置があるときはその内容を市長に報告しなければならない。

4 条例第26条第2項の通知は、書面により行うものとする。

5 市長は、条例第26条第1項の措置の必要性がないと判断したときも、同条第2項及び前項の規定の例により、申出人に対しその旨を通知するものとする。

6 市長は、第3項の規定による報告があったときは、申出人に対しその内容を通知するものとする。

（審議会の委員）

第11条 審議会の委員のうち条例第29条第2項の規定により公募に基づいて任命する委員（以下「公募委員」という。）以外の委員は、次に掲げる者のうちから任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域活動に携わる者
- (3) 事業者
- (4) 各種団体の関係者
- (5) その他市長が適当と認める者

2 公募委員の数は、4人以内とする。

（関係人の出席等）

第12条 審議会は、第6条に定めるもののほか、必要があると認めるときは、関係人の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第13条 審議会の庶務は、市民局男女共同参画部男女共同参画課において処理する。

（審議会の運営に関する委任）

第14条 第6条から第9条まで、第12条及び第13条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の会長が定める。

(規定外の事項)

第15条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項(審議会の運営に関する事項を除く。)は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

様式

苦情申出書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

(申出者)

郵便番号	
住所又は事務所の所在地	
氏名又は法人名及び代表者氏名	
電話番号	() —

福岡市男女共同参画を推進する条例第26条第1項の規定により、次のとおり申し出ます。

申出の趣旨及び理由	(市の、どの機関のどの施策が、どのような問題があるか等を記入してください。)
この申出以外の相談等の状況	☐ 相談している 相談先() 相談の状況及び結果
	☐ 相談していない
備考※	

※ 福岡市外にお住まいで福岡市内に通勤又は通学をする方は、備考欄に勤務先又は学校名及びその所在地を記入してください。

6 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正：平成十一年十二月二十二日法律第六十号

目次
前文
第一章 総則（第一条－第十二条）
第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条－第二十条）
第三章 男女共同参画会議（第二十一条－第二十八条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総 則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（平一一法一六〇・一部改正）

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(平一一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(平一一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一

条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月一六日法律第一〇二号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
（施行の日＝平成十三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定
公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成二六年四月二三日法律第二八号

目 次
前文
第一章 総則（第一条・第二条）
第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）
第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）
第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）
第四章 保護命令（第十条—第二十二条）
第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）
第五章の二 補則（第二十八条の二）
第六章 罰則（第二十九条・第三十条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章 総 則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを

含め、その適切な保護を図る責務を有する。
(平一六法六四・一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターと

しての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（平一六法六四・一部改正）

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、

被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和三十二年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(平一六法六四・追加)

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和三十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和三十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和三十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚

姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な

関係を有する者（被害者と同じ居している子及び配偶者と同じ居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、

申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
- (平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。
- (平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。
- (平一六法六四・全改、平一九法一一三・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

- 第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができ

る。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（平一六法六四・一部改正）

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑 則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（平一六法六四・一部改正）

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（平一六法六四・一部改正）

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（平一六法六四・一部改正）

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補 則

（平二五法七二・追加）

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

（平二五法七二・追加）

第六章 罰 則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

（平二五法七二・一部改正）

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

（平一六法六四・平二五法七二・一部改正）

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（平一六法六四・一部改正）

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

8 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

目 次
前文
第一章 総則（第一条—第四条）
第二章 基本方針等（第五条・第六条）
第三章 事業主行動計画等
第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十四条）
第三節 特定事業主行動計画（第十五条）
第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）
第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）
第五章 雑則（第二十六条—第二十八条）
第六章 罰則（第二十九条—第三十四条）
附則

第一章 総 則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

- 第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

- 第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

- 第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

- 第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、

当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について

協議を行うものとする。

５ 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑 則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰 則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の

報告をした者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

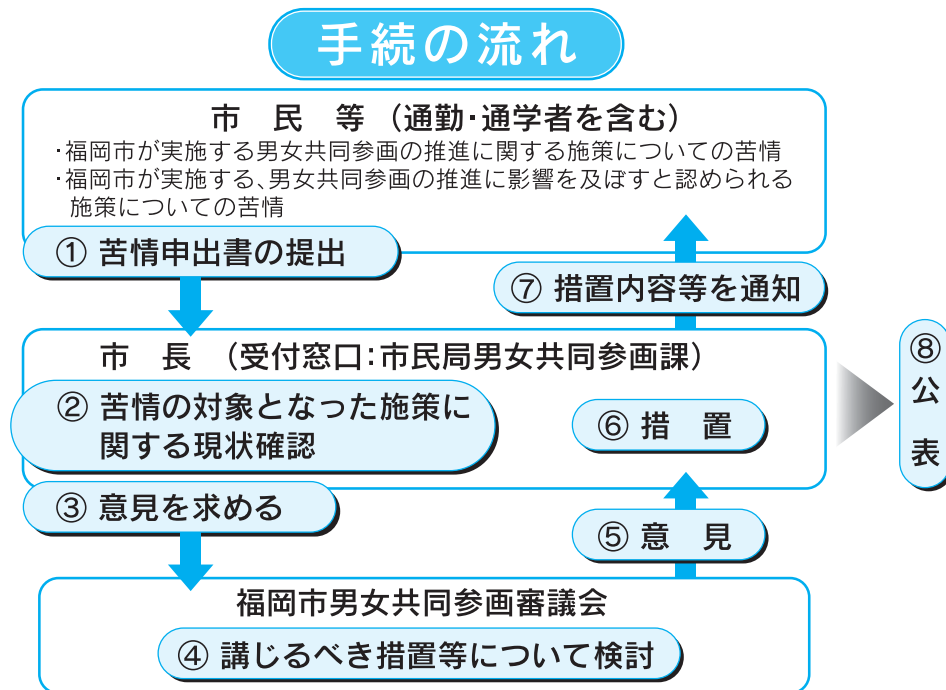
第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

9 男女共同参画の推進に関する施策等に対する苦情の処理

福岡市男女共同参画を推進する条例では、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策や男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について市民等から苦情の申出があった場合は、福岡市男女共同参画審議会の意見を聴いて適切な措置を講じることとしています。



根拠

福岡市男女共同参画を推進する条例（平成16年福岡市条例第5号）

（施策に対する苦情の処理）

第26条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民等から苦情の申出があった場合は、福岡市男女共同参画審議会の意見を聴いたうえで、必要に応じて、適切な措置を講じるものとする。

2 市長は、前項の申出をした市民等に対し、当該申出に係る意見及び講じた措置の内容を通知しなければならない。

適用を除外する申出（福岡市男女共同参画を推進する条例施行規則第4条）

- （1）現に住民監査請求がなされている事案に関するもの
- （2）現に審査請求の審理中の事案に関するもの
- （3）現に訴訟が裁判所に係属している事案に関するもの
- （4）現に議会に対して請願がなされている事案に関するもの

10 用語解説（五十音順）

【あ】

育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）

（平成3(1991)年「育児休業法」公布、平成7(1995)年「育児・介護休業法」に改正）

育児や家族介護を行う労働者の仕事と家庭の両立支援のために定められた法律。労働者が育児休業、介護休業や子の看護休暇等の申出をしたこと、あるいは取得したことを理由とする解雇、その他不利益な取扱いも禁止されている。

HD I（Human Development Index：人間開発指数）

国連開発計画（UNDP）による指数で、「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測定したもの。具体的には、出生時の平均寿命、知識（平均就学年数及び予想就学年数）、1人当たり国民総所得（GNI）を用いて算出している。

NPO（Nonprofit Organization：非営利団体）

様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。収益を目的とする事業を行うこと自体は認められるが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てる。

法人格の有無を問わず、様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。

M字カーブ（女性の年齢階級別労働力率）

日本の女性の労働力率*を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になって、アルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるため。

*「労働力率」：15歳以上人口に占める労働力人口（15歳以上の人口のうち、就業者と完全失業者（就業していないが、就職活動をしている失業者）の合計）の割合。

おうち起業・プチ起業

家事や子育て等と両立しながら、好きなことや得意なことを生かして収入を得る比較的小規模な起業のこと。

【か】

キャリア教育

望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を子どもに身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。

共創

自治協議会や企業、商店街、NPO、大学、行政などの様々な主体が、お互いの役割と責任を認め合い、相互関係・パートナーシップを深めながら、知恵や力を合わせ、長所や資源を活かして、共に協力し合って、地域の未来を創り出していくこと。

グローバル創業・雇用創出特区（国家戦略特区「福岡市グローバル創業・雇用創出特区」）

福岡市が、平成26年5月1日に指定された「国家戦略特区」の名称。国家戦略特区とは、日本の経済活性化のために、地域限定で規制や制度を改革し、その効果を検証するために指定される特別な区域（＝特区）のことで、福岡市は「グローバル創業・雇用創出特区」として、創業の支援と雇用の創出に取り組んでいる。

固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

【さ】

次世代育成支援対策推進法（平成 15(2003) 年 公布）

急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国・地方公共団体・企業について、その責務を明らかにし、行動計画などを策定することを義務付けた法律。

自治協議会

おおむね小学校区を単位として、男女共同参画の推進をはじめ、防犯・防災、子ども、環境、福祉などさまざまな事柄について話し合いながら、校区を運営する自治組織。校区内の自治会・町内会のほか、校区男女共同参画協議会など、分野別の活動を行っている団体などで構成される。

女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）

女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、昭和 54 年に、国連総会で日本を含む 130 か国の賛成によって採択された。日本は昭和 60 年に批准。女子に対する差別を定義し、政治的・公的活動、教育、雇用、保健、家族関係などあらゆる分野での男女の平等を規定している。

女性の大活躍推進福岡県会議

福岡県内 20 の経済団体等からなる支援団体を中心に、県知事や政令指定都市の北九州市、福岡市の市長も顧問となり、産学官民一体となって女性の活躍推進と地域経済の活性化に向けた取組を進めている組織。平成 25 年 5 月に発足し、平成 28 年 3 月現在、支援団体の所属企業や地方自治体、大学等、322 の企業・団体・個人が会員となっている。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27(2015) 年公布）

女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めている法律。301 人以上の労働者を雇用する事業主は、平成 28 年 4 月 1 日までに、自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、行動計画の策定・届出、情報公表などを行う必要がある。行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができる。

スタートアップカフェ

福岡市が平成 26 年 10 月に開設した、起業を志す人を支援する場のこと。会社員、学生、主婦など、誰でも無料で、コンシェルジュに相談することが出来る。起業に関する情報の提供や相談のほか、スタートアップ企業と既存企業とのマッチング、新たな人材との出会いの場としても活用されている。

性的マイノリティ

「同性愛者」「両性愛者」や、からだの性とこころの性が一致しない「性同一性障がい者」など。性的指向（どの性を性愛の対象とするか）や性自認（自分の性をどう認識するか）において多数派とは異なる面を持つ人々を総称した言葉。

セクシュアル・ハラスメント

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動。雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得る。

ソーシャルメディア

インターネットを利用して誰でも手軽に情報を発信したり、相互のやりとりが出来る双方向のメディアのこと。主なソーシャルメディアに、LINE、Facebook、Twitter、Google+、You Tubeなど。

[た]

ダイバーシティ

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

ダブル・ケア問題

晩婚化・晩産化の進展に伴い、親の介護期までに育児が終わらず、同時期に育児と介護の負担がかかること。

男女共同参画協議会

校区自治組織における男女共同参画推進活動の核となる組織。住民を対象とした学習会や会員の研修会、広報紙の発行など、校区の実情に応じた自主的な活動を行うとともに、学習や実践活動を通じて女性自身が力をつけ、地域のリーダーとして日常活動や意思決定の場に参画し、男女がともに課題解決に取り組む地域づくりを推進している。

なお、校区間の情報交換、委員研修等を実施し、校区活動の活性化や人材育成を図るため、区単位の男女共同参画連絡会がある。

男女共同参画推進サポーター（略称「参画サポーター」）

福岡市男女共同参画推進センター・アミカスが、地域における男女共同参画を推進するために、地域団体等の要請に応じて派遣する研修講師。

男女共同参画社会

男女共同参画社会基本法では「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義している。

男女が、互いにその人権を尊重しながら責任も分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる社会を目指している。

男女共同参画社会基本法（平成11(1999)年公布・施行）

「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけ、国の政策に関する基本方針を明らかにするとともに、基本理念や国・地方公共団体・国民の責務、施策の基本となる事項などを定めている。

男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律） （昭和60(1985)年公布）

労働者が性別により差別されることなく能力を十分に発揮し、働く女性が母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようにすることを基本理念とした法律。性別を理由とする差別の禁止、間接差別の禁

止、妊娠・出産などを理由とする不利益取扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメント対策等が講じられている。

男性中心型労働慣行

年功的な処遇、男性正社員を前提とした長時間労働、既婚女性の家計補助的な非正規雇用などを特徴とする働き方のこと。

テレワーク

ICT（情報通信技術）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。テレワークの意義・効果として、少子高齢化対策の推進、ワーク・ライフ・バランスの実現、地域活性化の推進、環境負荷軽減、有能・多様な人材の確保生産性の向上などがある。

“DV”（ドメスティック・バイオレンス）（→「配偶者等からの暴力」の項目参照。）

【は】

配偶者等からの暴力（“DV”（ドメスティック・バイオレンス））

配偶者や恋人など親密な関係にある人からの暴力のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、心ない言動によって相手の心を傷つける精神的暴力、嫌がっているのに性的行為を強要するといった性的暴力、生活費を渡さない経済的暴力なども含まれる。「DV（ドメスティック・バイオレンス）」は、法令等で明確に定義された言葉ではないが、一般的に使用されているため、この計画でも使用している。

「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」いわゆる「DV防止法」では、配偶者間の暴力に限定し、「配偶者」には、婚姻の届出をしていない事実婚及び離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む。）も引き続き暴力を受ける場合を含む。婚姻関係にない交際相手からの暴力は「デートDV」と言われる。

配偶者暴力相談支援センター

福岡市では、平成22年12月に開設。DV防止法第3条に基づき、DVの防止及び被害者の保護を図るため、被害者からの相談、カウンセリング、緊急時における安全確保・一時保護、就業・住宅・援護・保護命令制度の利用等に関する情報提供その他の援助を行う。都道府県の婦人相談所その他の施設においてその機能を果たすこととされ、また、平成19年の同法改正により、市町村の適切な施設においてもその機能を果たすよう努めることとされた。

パートタイム労働法（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）（平成5(1992)年公布）

パートタイム労働者の適正な労働条件の確保、雇用管理の改善、通常の労働者への転換の推進、職業能力の開発及び向上等に関する措置を講じることにより、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図ることで、パートタイム労働者が能力を有効に発揮できるようにし、パートタイム労働者の福祉の増進を図ることを目的として制定された法律。

福岡市職員の人材育成・活性化プラン

福岡市が平成17年2月に策定したプランで、①「信頼・共働・挑戦」の市役所づくりを担う人材を育成すること、②職員の元気とやる気を高め職員の力を引き出すことを目的に「期待される職員像」を定めている。平成22年及び平成26年に改訂が行われている。

平成26年の改正版では、基本方針（計画期間：平成26年度～平成34年度）として、社会経済情勢や市民ニーズの変化などにスピード観を持っ的確に対応するため、さまざまな変化に対応できる「自ら考え、自らチャレンジする職員」の育成を基本的な方向性として取組みを推進するとしている。「女性職員の活躍推進」は、人材育成・活性化に向けた重点取組の一つに位置づけられている。

福岡市男女共同参画を推進する条例（平成16(2004)年公布）

市民一人ひとりが個人として尊重され、多様な生き方を選択できる男女共同参画社会の実現に向けて、

福岡市における男女共同参画を推進するための基本的な事柄を定めた条例。

男女共同参画の推進に関する基本理念や市の責務、市民・事業者・自治組織・教育に携わる者の役割、施策の基本となる事項などを定めている。

保護命令

配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、被害者からの申立てにより、配偶者に対して裁判所が発する命令。(1) 被害者への接近禁止命令、(2) 被害者への電話等禁止命令、(3) 被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令、(4) 被害者の親族等への接近禁止命令、(5) 被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令がある。

ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供すること。

[ま]

見える化

関連する情報やデータを公開することにより、各主体の気付きを促し、問題意識を高め、自ら改善する努力を促進する取組のこと。

[ら]

労働基準法（昭和22(1947)年公布）

労働者の賃金や労働時間、休暇等の主な労働条件について、最低限の基準を定めた法律。

平成20年の改正では、限度時間を超える時間外労働の抑制（時間外労働の限度に関する基準の見直し）や法定割増賃金率の引き上げ、時間単位年休の付与などが盛り込まれた。

[わ]

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

仕事と私生活を調和させ、そのどちらも充実させることで、お互いをもっとよくしていこうという考え方や、そのための取組のこと。平成19年12月に策定された「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会とは、『国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会』であると定義している。

[ゆ]

UN Women（United Nations Entity for Gender Equality and Empowerment of Women: ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）

2010年7月2日の国連総会決議により、DAW（国連女性地位向上部）、INSTRAW（国際婦人調査訓練研究所）、OSAGI（国連ジェンダー問題特別顧問事務所）、UNIFEM（国連女性開発基金）の4機関を統合して設立された。政府間協議機関である女性の地位委員会等の政策、世界的規律・規範の策定を支援すること等を役割としている。

（参考）

内閣府男女共同参画関係用語（平成24年8月更新）

第4次男女共同参画基本計画用語解説

1 1 男女共同参画に関する国内外の主な動き

年 号	国 連・日 本 (○国連、●日本)	福 岡 市
昭和50(1975) 年	○国際婦人年 (目標: 平等、発展、平和) ○国際婦人年世界会議 (メキシコシティ) 「世界行動計画」採択 ●婦人問題企画推進本部設置	
昭和51(1976) 年	○「国連婦人の十年」(～1985)	■福岡市立婦人会館開館(平成26年閉館)
昭和52(1977) 年	●国内行動計画策定	
昭和53(1978) 年		■市民局青少年婦人対策課婦人対策係新設
昭和54(1979) 年	○国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択	
昭和55(1980) 年	○「国連婦人の十年」中間年世界会議 (コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	■区における婦人の地位向上活動事業の開始
昭和56(1981) 年	●「国内行動計画後期重点目標」策定	■福岡市総合計画基本計画に「婦人」の章新設
昭和59(1984) 年		■市民局婦人対策課新設
昭和60(1985) 年	○「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 ●「国籍法」改正 ●「男女雇用機会均等法」公布 ●「女子差別撤廃条約」批准	
昭和62(1987) 年	●「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
昭和63(1988) 年		■福岡市女性センター・アミカス開館
平成元(1989) 年	●新学習指導要領の告示 (家庭課教育における男女共修)	■「ふくおか女性プラン」策定 ■婦人対策課から女性企画課へ課名を変更
平成3(1991) 年	●「育児休業法」公布	■市民局女性部新設
平成6(1994) 年	●「雇用保険法」等の改正 (育児休業給付金制度の創設)	
平成7(1995) 年	○第4回世界女性会議(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択 ●「育児・介護休業法」改正 (介護休業制度の法制化)	■「ふくおか男女共同参画プラン」策定
平成8(1996) 年	●「男女共同参画2000年プラン」策定	
平成9(1997) 年	●「男女雇用機会均等法」改正 (採用差別等禁止を義務化) ●「労働基準法」改正 (深夜労働制限等女子保護規定の撤廃)	■「福岡市における審議会等委員への女性の登用方針」決定
平成11(1999) 年	●「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ●「食料・農業・農村基本法」公布・施行	
平成12(2000) 年	○国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク) ●「男女共同参画基本計画」閣議決定	■「審議会等への女性の登用促進に関する要綱」制定
平成13(2001) 年	●「DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)」公布・施行	■「ふくおか男女共同参画プラン第2次実施計画」策定
平成14(2002) 年		■女性部女性企画課から男女共同参画部男女共同参画課へ組織名変更
平成15(2003) 年	●「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 ●「少子化社会対策基本法」公布・施行 ●「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定(202030の目標設定)	

年 号	国 連・日 本 (国連、●日本)	福 岡 市
平成16 (2004) 年	●「DV防止法」改正 (DV定義の拡大等)	■「福岡市男女共同参画を推進する条例」公布・施行 ■福岡市女性センターから福岡市男女共同参画推進センターへ名称変更
平成17 (2005) 年	○国連「北京+10」閣僚級会合 (ニューヨーク) ●「男女共同参画基本計画 (第2次)」閣議決定	
平成18 (2006) 年	●「男女雇用機会均等法」改正 (性差別禁止の拡大等)	■「福岡市男女共同参画基本計画」策定
平成19 (2007) 年	●「DV防止法」改正 (保護命令制度の拡充) ●「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	
平成20 (2008) 年	●「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定	
平成21 (2009) 年	●「育児・介護休業法」改正 (パパ・ママ育休プラス)	
平成22 (2010) 年	○国連「北京+15」記念会合 (ニューヨーク) ●「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ●「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定	■「福岡市配偶者暴力相談支援センター」開設
平成23 (2011) 年	○UN Women 正式発足	■「福岡市男女共同参画基本計画 (第2次)」策定 ■「福岡市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 ■福岡市男女共同参画週間 (みんなで参画ウィーク) 創設
平成24 (2012) 年	○第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	
平成25 (2013) 年	●「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」作成 ●「DV防止法 (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)」改正 (同居する交際相手からの暴力及びその被害者も対象)	
平成26 (2014) 年		■女性活躍推進担当課長新設
平成27 (2015) 年	●「女性活躍推進法 (女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)」公布 ●「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 ○「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択 (17のゴールの一つにジェンダー平等)	
平成28 (2016) 年		■「福岡市男女共同参画基本計画 (第3次)」策定 ■「福岡市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画 (第2次)」策定 ■「福岡市働く女性の活躍推進計画」策定 ■女性活躍推進担当課長から女性活躍推進課へ組織変更

福岡市男女共同参画基本計画(第3次)

[平成28年3月]

発 行

福岡市市民局男女共同参画部男女共同参画課
〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号
TEL 092-711-4107 FAX 092-733-5785

福岡市
男女共同参画基本計画
(第3次)